

官報

号外 平成七年二月二十三日

○第百二十二回 衆議院會議録 第九号

平成七年二月二十三日(木曜日)

議事日程 第六号

平成七年二月二十三日

午後一時開議

- 第一 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 第三 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 日程第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)
- 日程第三 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案外二案

午後一時六分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第二 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)

日程第三 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案、日程第二、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案、日程第三、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長白川勝彦さん。

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案及び同報告書

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案及び同報告書

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔白川勝彦君登壇〕

○白川勝彦君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案について申し上げます。

本案は、近年の我が国経済が直面している産業空洞化の懸念に対処するため、内外の経済的環境変化の影響を受けて、生産、投資等の減少を余儀なくされている製造業等の将来に向けた自主的な事業革新を、雇用の安定等に配慮しつつ、支援しようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、内外の経済的環境変化の影響を受けている業種に属する事業者を特定事業者とし、その特定事業者が、承認を受けた事業革新計画に基づいて事業革新を行う場合、産業基盤整備基金による債務保証、設備投資減税等の各般の措置を講ずること、
第二に、特定事業者の設備、技術、従業員の知識等を活用して行う活用事業計画の承認を受けた事業者に対し、産業基盤整備基金による債務保証、中小企業信用保険法の特例等の措置を講ずること、
第三に、特定事業者の事業革新を円滑化するために、内外価格差の是正や取引慣行の改善に資する情報提供等の各般の措置を講ずるほか、労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずること等でありました。

次に、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案について申し上げます。
本案は、新たな事業分野の開拓を図る上で、中小企業の創造的事業活動の促進が重要であることにかんがみ、中小企業の創業及び技術に関する研

究開発等を円滑にするために必要な措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、工業その他の特定の業種に属する創業後五年未満の中小企業者及び収入金額に比べて一定比率を超える試験研究費を支出している中小企業者に対して、中小企業投資育成株式会社法に係る特例措置及び課税の特例措置を講ずること、

第二に、著しい新規性を有する技術に関する研究開発及びその成果の利用等について研究開発等事業計画を策定し、都道府県知事の認定を受けた中小企業者等に対して、中小企業投資育成株式会社法、中小企業信用保険法等に係る特例措置及び課税の特例措置等の各般の措置を講ずること等であります。

次に、小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。本案は、近年の経済環境の変化に対応し、小規模企業共済制度の安定と一層の充実を図るための措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、共済金等の額を、法律の別表で固定的に定める金額と金利に連動して毎年算定される金額を合計した額とすること、

第二に、共済契約者が、経営の悪化等により掛金を継続して納付することが困難になった場合に、掛金の納付を要しないようにする掛けどめ制度を導入すること、

第三に、共済契約者向けの貸付制度の対象に創業・転業のための資金等を追加すること

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案外二案 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案外一案等であり、

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案については去る二月十三日、中小企業の創造的の事業活動の促進に関する臨時措置法案並びに小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案については去る二月六日それぞれ当委員会に付託され、二月十七日橋本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに三案について審査を行い、同二十一日質疑を終了いたしました。

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案並びに小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案については、討論を行いました。

次に、採決に入り、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案は、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。中小企業の創造的の事業活動の促進に関する臨時措置法案については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案については多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入り、まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決

いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認め、よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第五 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第四、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案、日程第五、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。労働委員長笹山登生さん。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

(笹山登生君登壇)
○笹山登生君 たいま議題となりました二法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における内外の経済的著しい変化に伴い、雇用調整を余儀なくされている業種に係る労働者等の雇用の安定を図るため、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の廃止期限を延長するほか、特定不況業種に係る労働者の雇用の安定のための措置の充実を図るとともに、新たに特定雇用調整業種に係る労働者を当該措置の対象とする等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る二月十四日付託となり、同月十五日浜本労働大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日の委員会において質疑を終了し、昨二十二日の委員会において討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害及び通勤災害に関し、介護

を要する労働者の業務災害及び通勤災害に関し、介護

を要する労働者の業務災害及び通勤災害に関し、介護

補償給付等の創設、遺族に対する年金額の引き上げ等、労働者災害補償保険等による保険給付の内容を改善するとともに、海外で行う中小事業に労働者以外の者として派遣される者を特別加入の対象とするほか、安全衛生のための措置を講ずる中小事業主に対する業務災害の発生状況に応じた労働保険率の改定に関する特例の創設、労働保険に係る保険料の申告書の提出期限及び納付期限の延長等の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る二月十日付託となり、同月十五日浜本労働大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十二日の委員会において質疑を終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(土井たか子君) この際、内閣提出、国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣井出正一さん。

〔国務大臣井出正一君登壇〕

○国務大臣(井出正一君) 国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険制度における低所得者層の増加、小規模保険者の増加及び老人保健制度における老人加入率の上限を上回る保険者数の増加等を踏まえ、国民健康保険制度において、保険料の減額制度の拡充、平成八年度までの暫定対策による制度運営の安定化を図るとともに、老人保健制度の安定を図るため、老人医療費拠出金制度の所要の見直しを行おうとするものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国民健康保険制度の改正として、まず、低所得者層の増加に対応し、保険料負担の一層の公平化を図るため、被保険者数に依り、または一世帯ごとに定額を課税する応益保険税の割合の高い保険者について、新たな保険料の減額制度を創設することといたしております。

次に、事業運営の不安定な小規模保険者の増加に対応するため、高額な医療費を共同で負担する事業を法律上の制度として位置づけることその他の小規模保険者支援策を講ずることとしております。

また、低所得者が多い等により保険料負担が過重となっている保険者に対する財政安定化の措置及び保険料の減額分を一般会計から補てんする保険基金安定制度に係る国庫負担の特別措置について、いずれも平成八年度まで延長することとしております。

このほか、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、精神保健法に基づく措置入院等について、被保険者資格に係る住所地主義の特例を設けることとしております。

第二に、老人保健制度の改正として、老人医療費拠出金の算定に係る医療保険各保険者の老人加入率の上下限措置につきまして、この老人加入率の上限を超える保険者数が著しく増加してきた状況を踏まえ、上下限の段階的な引き上げを行うこととするともに、老人保健制度を支える医療保険各保険者の運営基盤が揺らぐことのないようにするための特別調整措置の実施、公費負担が五割となっている医療等の対象の拡大を行うこととしております。

なお、政府は、この法律の施行後三年以内を目標として、老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成七年四月一日からとしております。以上が、この法律案の趣旨でございます。(拍手)

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(土井たか子君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。久保哲司さん。

〔久保哲司君登壇〕

○久保哲司君 新進党の久保哲司でございます。新進党を代表いたしました。ただいま厚生大臣から趣旨説明のありました国民健康保険法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず最初に、阪神・淡路の大震災は、きょうで発生後三十七日目を迎えました。亡くなられた五千四百余名の方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、家をなくされた方、また職場を失われた方、さらに今なお避難所生活を余儀なくされている多くの方々に、心からお見舞いを申し上げます。

まず最初に、この震災に関連し、総理にお尋ねいたします。

今回の大震災による死亡者は、きょうの新聞報道で五千四百二十四名になっております。住宅被害は十九万戸に及び、避難所生活をされている方、今徐々に減ってはおりますけれども、今なお二十万人を超えておられます。そんな中で、残念ながら死亡者は日々ふえ続けていっております。過日、十五日の日に厚生委員会でも質問をさせて

いただいたのですけれども、その段階では死亡者の数は五千三百二十九名でございました。それが、先ほど申し上げましたように、きょう現在五千四百二十四名、この一週間ばかりの間に約百名の方がさらに亡くなっておられる。

一月二十日以来、総理は、本会議で、また予算委員会でも数多く答弁をされてこられました。そんな中で、何分にも初めてのことでとか、あるいは多少の混乱があったとか、また最近では、反省すべきは反省し云々というふうにも答えておられます。しかし、今なお亡くなる方がふえていつていくこの現実というのは、総理の言うように、初めの方がおっしゃるときありますけれども、天災だからやむを得ないじゃないか、このようなことで片づけられることなのでしょう。人災あるいは二次災害と言われても仕方のない、そういう大事な素はなかったのでしょうか。ここは大事なところだと思えます。

確かに、家がつぶれた、道路が、また港湾が、橋がぶつぶつされたというのは、これは確かに地震、そのときの瞬間の出来事やたんやと思えます。だけれども、人命は、先ほどあった五千四百二十四名は、地震があったその瞬間に死んだのと違います。

一月の下旬に、私は、大阪で移動しているときに、電車の中で知り合いの方に会いました。その人が、久保さん、こうおっしゃってこられました。何でっか、こんなことで話がまったわけ

ありますけれども、その方はこんなふうに言われました。

自分の会社も、神戸に支社があります。だから、十七日の朝大阪の本社に本社に出社して、その地震の情報が入ってくるなり、これはえらいこっちゃというわけで同僚の人たちと一緒に車二台に分乗して、そして神戸に向かった。道が込んで込んで仕方がないので、いつも行っているところやからようわからぬというので細かい道に入っていた。

迂回をしようとした。だけれども、塀が壊れ、さまざまものが散乱しておてなかなか前に進めない。車の進むその障害物を取りのけようとして同僚と一緒に歩いていったときに、助けてくれという声が聞こえてきた。その声を聞いて、その後ろに続いておられた車の方々にも声をかけて、約十数人の人たちがその人の上に乗っかっているものを取りのけ押しつけ、大きい柱については車のジャッキを持ってきて上げて人を助け出ししました。十七日、十八日の二日間で合計六人の方を助け出しました。このようにおっしゃっておられました。(拍手)

私は、この話を聞いた瞬間、頭をどつかれたような感じがいたしました。と同時に、被害の何割かというのは、間違いない政治が、行政の対応がおくれたためではないか、このことを強く強く感じた次第であります。

政治の使命というのは、国民の生命と財産を守ることです。政治家は全知全能を傾けてこれに取り組みべきであります。ましてや、人の命

は地球よりも重たい、こんな言葉すらございませぬ。総理、あなたは政治家の頂点にある人であり、日本国の責任者でもあります。

繰り返しますが、一瞬で五千四百名が亡くなったわけではありません。報道によれば、総理は、十七日のお昼過ぎに二百名を超えた死者が出た、この報告を受けられたときに、声を出してびっくりされた、このような報道がございましたけれども、その間にも多くの方々が、消防の人たちが来てくれるのを、警察の方々が来てくれるのを、そしてまた自衛隊の方々が来てくれるのを、何してんねん、はよ来てくれんかい、こんな思いで待っておられたんじゃないか、このように思えます。

総理、人災というべきものがあつたのかどうか、また、反省すべきは反省しというふうにおっしゃっておられますけれども、その反省すべき点というのは一体何なのか、この点について御答弁をお願いしたいと思います。

次に、行方不明者数が一けたになった現在においても、なお多くの方々が亡くなっておられる。しかも、その方々の多くはお年寄りを初めとするいわゆる弱者と呼ばれる方が多い、このようにも聞いておられるわけでございますけれども、これは言うならばまた三次災害というふうな呼び方もできるんじゃないか。この点について総理はどう受けとめておられるのか、お伺いしたい。また、厚生省はどのような対応をされておられるのか、厚生大臣からお答えをいただきたいと思えます。

さて、国民の健康についてでございますけれども、人間、だれも好きこのんで病気になるたり、けがしたりする人はいません。まれに、進んで入院する人もおるようでありますけれども、要するに、病氣やけがというものは本人の意思にかかわらず起こってくるものであります。厄介なものでもあります。それだけに、職業の違いであるとか、あるいは年齢の違いであるとか地域の違いであるとか、そういったことによつて受益と負担の間に差があつてはならない、このように思えます。これが国民の健康を支えるシステムを考える場合の原則でなければならぬ、こう思います。

しかし、現状は、さまざまな制度がそれぞれの歴史を背負つて、負担と受益の違いを有しながら存在しています。

国民健康保険制度は、被用者保険の加入者を除くすべての国民を対象とする公的保険であり、国民皆保険体制の土台として極めて重要な役割を担つておることは言うまでもございせんが、それゆえに、またさまざまな構造的な問題を抱えております。最近、特にそれらが深刻化してきております。

国保制度は、その性格からして、無職の方あるいは低所得の世帯の人たちもその対象として受け入れておるわけでありませぬけれども、その比率が年々増加してきております。平成四年には、所得のない方が五分の一を超えたといい状態にまでなつてきております。その結果、そういった方々からは保険料を徴収できない。だけれども、それ

はそれじやどこからいただくか。結局、いわゆる中間所得者層と呼ばれる方々のところにその負担がかかるわけで、その結果として、国保の保険料は高いと言われるようになっておるわけでありませう。

この国民健康保険制度は、原則として市町村が保険者ということになっております。だけれども、産業構造等の変化により過疎化がどんどんどんどん進展していつている中で、被保険者数が非常に少ない小規模な保険者が急増しております。現在、被保険者数が三千人を割っているような小さな保険者すなわち市町村が、全体の三分の一を超えております。こうしたところでは、高額を要する医療が発生した場合にすぐに運営の不安定につながるります。また、職員が非常に少ないために日常の事務処理にも困難を来すといった問題にも直面をしております。

このほかにも、最高と最低とで六倍近くの開きがあると言われる保険料の市町村間格差であるとか、他の保険に比べて著しく進んでいる被保険者の高齢化など、さまざまな問題が起きているのが現状でございます。

にもかかわらず、今回の、ただいま御説明のありました改正案の内容は、大臣御自身も暫定対策という言葉をお使いになったようでありませうけれども、私も明らかに暫定対策でしかない、このように思っています。国民健康保険の深刻な構造的問題を解決するのであれば、またそれを目指すのであれば、当面の措置ではなく、この際抜本的な対策

を講ずるべきではないのか、このように思いますが、けれども、この点について厚生大臣のお答えをいただきたいと思っております。

次に、改正案の内容について何点かお尋ねをいたしたい。

低所得者の保険料軽減制度の拡充、これは今まで聞いた話によれば、いわゆる中間所得者層の保険料負担が過重になっていることに対応し、負担の公平を図るとの見地から、応益保険料の割合が比較的高い保険者について保険料軽減制度の拡充を図る、このようになっておるわけでございますけれども、なぜ一律に拡充するのでなく応益割合の高い保険者についてのみ行うこととしたのか、その趣旨について御説明をいただきたいと思っております。

二番目には、保険料軽減制度に関連して、保険料軽減制度の取り扱いについてお尋ねをいたします。

低所得者の保険料の軽減に伴う減収分を公費で補てんしよう、これが保険料軽減制度でございますけれども、軽減制度を拡充すれば確かに軽減された方は助かります。けれども、その裏返しで、公費による補てん額は増大します。この公費による補てん額は、これもまた国が本来二分の一を負担すべきにもかかわらず、平成五年の改正において、平成五年、六年と二年間に限ってはありますけれども百億円というふうな定められました。それが、今回ではさらに平成八年度まで二年間延長するというわけでありませう。

ちなみに、平成四年度の二分の一の枠というのは六百億であります。そうなりますと、その差額分というのは結局市町村がかぶることになります。もちろん、都道府県は四分の一で、市町村がその残りをかぶるといことになり、国の方においては地方財政措置を講じております、このようにおっしゃるかもしれませんが、そういったお金で工面できるのであれば最初から制度どおりに負担してやるのが筋ではないか、このように思いますが。

都道府県、市町村にとってこの措置は最善なのかどうか、また小規模保険者が抱える運営の不安定化、こういったことを解消する一つの方法として、保険者の広域化、これを促進すべきだ、こういった声がありますけれども、このことについて自治大臣はどのようにお考えか、お答えをいただきたい。

また、あわせて、国庫負担の定額化措置を延長することで本当に国保運営の安定化に支障を来さないのかどうか、厚生大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

第三に、医療費の地域格差についてお尋ねをいたします。医療費の地域格差は、保険料の地域格差に大きな影響を与えます。現在、一人当たりの医療費は最高と最低で約六倍の開きがある、このように聞いております。このため、該当の市町村もその適正化に必死になって頑張っておるわけでありませうけれども、これといった決定打が見当たらずに、対応に苦慮しているのが実態でございます。今

回の法案では、医療費の適正化について特段の対応はなされていないようでございますけれども、国として今後国保の医療費の適正化にどのように取り組もうとしておられるのか、厚生大臣にお尋ねをいたします。

以上、何点かお尋ねをいたしましたけれども、最初にも触れましたように、私には、今回の改正案は当面のことしか視野に入れていない場当たり的な対策との感がぬぐえませぬ。国保の置かれた厳しい状況を考慮すれば、今回の改正を踏まえても、数年後には、国保制度の構造的な問題を抜本的に解決するために、国保のみならず医療保険制度全体の大規模な見直しを行うことが必要になってくると思われませう。

また、既に昨年には我が国の高齢化率は一四％を超え、本格的な高齢化社会に突入いたしました。二十一世紀には、四人に一人が六十五歳以上の高齢者、七人に一人が七十五歳以上のいわゆるオールド・オールドと呼ばれる後期超高齢者という、こういった社会を迎えることとなります。こうした急激な高齢化の進展を展望するならば、老人保健制度についても、公的介護システムの検討なども連動させながら、遠からず抜本的な見直しを行うことが必要になってくると思われませう。

そういった意味で、医療保険制度、老人保健制度を取り巻く大きな課題は依然として残っているわけでございますが、今後どのように取り組んでいられるのか、最後に、この点について総理大臣並びに厚生大臣の決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣(村山富市君) 久保議員の御質問にお答え申し上げますが、今、久保議員から、大地震が発生した当時のことを想起しながら、既に五千四百名を超す亡くなられた方々が出られた、こういうお話をお聞きしながら、胸の締められる思いで厳しく重く受けとめて拝聴いたしました。

国民の生命、身体及び財産を守るといふことは、もちろん国政の基本でございます。政治・行政を預かる者として、いわゆる天災と言われるものによる自然災害の被害を最小限にするために、できる限りの諸施策を講じていくという責任があることは、申し上げるまでもないと思っております。ですから、今回の地震発生以来、政府といたしましては、できる限りの対策をとってまいりました。

ただ、初動期における対応についていろいろ御批判のあることは十分承知をいたしております。私も、今回の経験に照らしまして、見直すべき点は率直に見直す、反省すべき点は率直に反省をすべきであると考えておるところでございます。

当面、こうした見直しや反省に立ちまして、今回の教訓を踏まえながら、初動期における即応体制につきましても、当面の制度、仕組みの中でできる範囲のことは直ちに実行していこうではない

かというので、関係省庁の担当者とプロジェクトを編成しまして、それぞれ議論をしてみたいと思います。

どうして現状の情勢が直ちに官邸の方に通報できるか、そして情報を把握したらそれを関係部署にどのように伝達をすることができるといふようなことについて、今申し上げましたように、現行制度、仕組みの中で可能な範囲のことについては直ちに実行しようではないかというので、閣議で決めたところでございます。これは、NHKやあるいはJRやら、あるいはまた電力会社やら、それぞれ全国的なネットワークを持った民間につきましても御協力をいただいで、官民一体となつてこうした即応体制に直ちに対応できるようにするという仕組みというものをしっかりつくっていくというので決定を見たところでございます。

なおまた、防災計画の見直しやあるいは今後の防災体制をどうするかといったような問題につきましても、これは今後の経験にも照らしまして、専門家も含め国民的な議論をする必要があるという立場から、言うならば防災臨調といったようなものを、これは仮定でありますけれども、設置をして、そして十分国民の英知も集めて、今度の経験にかんがみた防災対策というものをしっかりつくっていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

て、防災に強い国土を再構築していくことが肝要であると認識をいたしておることについて御理解を賜りたいと存じます。(拍手)

御指摘のございました、特に高齢者や乳幼児など災害に對し弱い立場にある方々の問題は、非常に重要なものであると御指摘のとおり認識をいたしております。私も、これまで機会あることに、閣議におきましても、特に高齢者の方々や、あるいは寝たきりのお年寄りやら、あるいはまた身体障害者やら、同時に乳幼児を抱えたお母さん方、普通の人は違つて行動の自由のきかないような者については特別の配慮を行う必要があるのではないかといたことも指摘をし、指示をいたしましたところでございます。

今後、防災計画の改定に当たりましては、こうした経験も十分踏まえた上で、この問題につきましてもなお重要な問題と位置づけて、慎重に対応していく必要があるというふうに認識をいたしていることを申し上げておきたいと存じます。

次に、医療保険制度及び老人保健制度の基本的見直しについてのお尋ねがございましたが、今後の本格的な高齢化社会においても、良質かつ適切な医療が効率的、安定的に供給できるようにすることは極めて大事なことでと考えております。今後、公的介護システムのあり方に関する議論も十分踏まえながら、医療と保険と介護といったようなものをどう組み合わせ、そして老後の生活の

保障あるいは健康の維持等々ができるかということについては、これからも慎重に議論をしてその対策に努めてまいらなかならぬ課題であるといふふうに認識をいたしておりますから、積極的に取り組んでまいりたいと考えていることを申し添えておきたいと存じます。

〔国務大臣井出正一君登壇〕

○国務大臣(井出正一君) 久保議員の御質問にお答えをいたします。

まず、被災者のうちの高齢者の方々などに対する対応についてのお尋ねでございますが、避難所において生活している方々の医療の確保が急務であります。したがって、これまで医師、看護婦の常駐する避難所救護センターの設置を進めるとともに、避難所救護センターの設置されていない避難所については、医師、看護婦による巡回診療体制を設けて対応しており、入院治療が必要と判断された方々については、速やかに病院等への移送を行っております。

さらに、保健所を拠点として、保健婦による母子、老人等を対象とする巡回健康相談も実施しております。

さらに、避難所に対するパトロール隊の巡回により要保護者の発見に努め、必要に応じ福祉関係機関への連絡を行い、特別養護老人ホームなどの

施設への緊急入所やホームヘルパーの派遣を実施しているところであります。

今後とも、避難所等における被災者の方々に對する適切な医療の確保と、援助を必要とする高齢者等の把握やきめ細かな対応に全力を挙げて取り組んでまいりる所存でございます。

次に、国民健康保険制度の構造的な問題の解決についてのお尋ねでございますが、今回の改正は当面の措置として行うものではあります。保険料の軽減制度の拡充等、国民健康保険の運営を一層安定化させるための措置を講じているところであり、今後、高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加といった国民健康保険制度の構造的な問題の解決に向け、医療保険審議会における審議を踏まえながら、抜本的改革に向けて努力してまいりる所存であります。

次に、保険料軽減制度の拡充についてのお尋ねでございますが、定額の保険料である応益保険料の割合の高い保険者においては、被保険者個々人の応益保険料の額も高くなっているという実態にありまして、低所得者に対する保険料を軽減する必要性が高いものと考えております。また、応益保険料の割合の低い保険者においては、所得に応じて定められる応能保険料の額が高くなっていることから、中間所得者層の保険料負担の緩和を図るため、応益割合を高くすることが望ましいものと考えております。これら双方の負担軽減の必要

性等にかんがみ、応益保険料と応能保険料の割合が、国民健康保険制度上標準割合とされている五〇％に近い保険者を中心に、保険料軽減制度の拡充を図ることとするものでございます。

続いて、保険基盤安定制度に係る国庫負担についてのお尋ねでございますが、今回の改正が制度運営の安定化のための当面の措置であること、国の財政が厳しい状況にあること等を踏まえ、国庫負担を定額とする暫定措置を二年間継続することとしております。しかしながら、今回の改正では、五年度、六年度それぞれ百億円でありました国庫負担額を、七年度は百七十億円に、さらに八年度は二百四十億円にと増額することとし、市町村の負担が増大しないよう配慮しております。なお、国庫負担の縮減分の全額について地方財政措置を講ずることとしております。

また、病床数が多いこと等、地域の実情に応じた財政支援を行うための国保財政安定化支援事業もさらに二年間継続する等、国保の運営安定化のための措置を講じているところであります。

次に、医療費適正化についてのお尋ねでございますが、まず、今回の制度改正の一環として、著しく医療費が高い市町村について一定の部分を国、都道府県、市町村が共同で負担する措置であります。都道府県、市町村が共同で負担する措置であります。基準超過医療費共同負担制度の基準の見直しを行い、極端に医療費の高い市町村については一層の医療費適正化のための努力を促すこととし

ております。

また、医療費適正化対策としては、この制度の活用のほか、医療機関に対する指導監査体制の強化、保険者によるレセプト点検の充実、健康診査等の保健事業の拡充等を一層推進していく必要があると考えております。

また、入院医療費の適正化については、住みながらた家庭、地域での医療が可能となるよう、新ゴールドプランや在宅医療の着実な推進に努めてまいりる所存であります。

最後に、医療保険制度及び老人保健制度の抜本的見直しについてのお尋ねでございますが、今後の医療保険制度のあり方については、医療保険制度全般における給付と負担の公平化について幅広い観点から議論していく中で、新介護システムのあり方等も踏まえ、その見直しを検討してまいりる所存であります。老人医療費拠出金の見直しについても、このような新介護システムのあり方も踏まえながら、今回の改正法附則第四条の規定にもありますとおり、広範な視点から抜本的な検討を行い、三年以内を目途として制度の見直しを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上であります。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇)

○国務大臣(野中広務君) 久保議員からの私に對する質問にお答えをいたしたいと存じます。

最初に、保険基盤安定制度は、国、都道府県、

市町村が共同して被保険者の保険料負担の緩和を図るためのものでありまして、議員からも述べられましたように、本来国庫が二分の一の定率負担をすべきところを、平成五年度及び平成六年度限りの措置として百億円とされたものでありまして、ただいま厚生大臣からも答弁がございましたように、このたび、厳しい財政状況の中でありますけれども、可能な限り市町村の負担の軽減をすべきであると考えてまして、平成七年度は百七十億円、平成八年度は二百四十億円に増額をいたしまして、この負担分については所要の地方財政措置を講じたものでございます。御理解を賜りたいと存じます。

次に、国保制度におきます小規模保険者対策についてでございますが、小規模保険者の運営の安定化を図るため、広域化等を初めとする多くの対策が必要ではないかとの議論がありますことは、十分承知をしておるところでございます。国保制度につきましましては、今議員御指摘のとおり、さまざまな問題があるわけでございまして、特に高齢者や低所得者が多く、その内容はまことに深刻であります。

自治省といたしまして、国保財政の安定化のためには、医療保険制度の一元化の方向を見据えつつ、医療費の適正化や医療保険制度間の給付と負担の公平等の基本問題を解決していくことが必要であると考えており、今後とも、国保問題の根

本的な解決に向けまして、関係省庁と十分に検討を進めて適切に対処してまいる所存であります。

以上であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) これにて質疑を終了いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十四分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 村山 富市君
- 厚生大臣 井出 正一君
- 通商産業大臣 橋本龍太郎君
- 労働大臣 浜本 万三君
- 自治大臣 野中 広務君

出席政府委員

- 厚生省老人保健福祉局長 阿部 正俊君
- 厚生省保険局長 岡光 序治君

○議長の報告

(報告書受領)

一、去る二十一日、内閣から次の報告書を受領した。

平成六年度第二・四半期における国庫の状況

(通知書受領)

一、昨二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律

(理事補欠選任)

一、昨二十二日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 五十嵐ふみひこ君(理事五十嵐ふみひこ君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

の補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

- 辞任 西田 司君 補欠 松下 忠洋君
- 松下 忠洋君 補欠 西田 司君

法務委員

- 辞任 倉田 栄喜君 補欠 川島 實君
- 山田 正彦君 補欠 安倍 基雄君
- 安倍 基雄君 補欠 山田 正彦君
- 川島 實君 補欠 倉田 栄喜君

外務委員

- 辞任 若松 謙維君 補欠 谷口 隆義君

大蔵委員

- 谷口 隆義君 補欠 若松 謙維君
- 中谷 元君 補欠 住 博司君
- 竹内 譲君 補欠 北橋 健治君
- 谷口 隆義君 補欠 若松 謙維君
- 住 博司君 補欠 根本 匠君
- 根本 匠君 補欠 中谷 元君
- 北橋 健治君 補欠 竹内 譲君
- 若松 謙維君 補欠 谷口 隆義君

文教委員

- 辞任 小野 晋也君 補欠 西田 司君
- 木村 義雄君 補欠 森 喜朗君
- 古賀 正浩君 補欠 工藤堅太郎君
- 福島 豊君 補欠 野田 毅君
- 西田 司君 補欠 小野 晋也君
- 森 喜朗君 補欠 木村 義雄君
- 工藤堅太郎君 補欠 古賀 正浩君
- 野田 毅君 補欠 福島 豊君

農林水産委員

- 辞任 初村謙一郎君 補欠 武山百合子君
- 武山百合子君 補欠 初村謙一郎君

商工委員

- 辞任 金田 英行君 補欠 栗原 博久君
- 森 喜朗君 補欠 大島 理森君

運輸委員

- 上田 勇君 補欠 森本 晃司君
- 武山百合子君 補欠 伊藤 達也君
- 和田 貞夫君 補欠 中村 正男君
- 伊藤 達也君 補欠 河村たかし君
- 大島 理森君 補欠 森 喜朗君
- 栗原 博久君 補欠 金田 英行君
- 河村たかし君 補欠 武山百合子君
- 森本 晃司君 補欠 上田 勇君
- 中村 正男君 補欠 和田 貞夫君

安全保障委員

- 辞任 北橋 健治君 補欠 竹内 譲君
- 竹内 譲君 補欠 北橋 健治君
- 塩谷 立君 補欠 中山 太郎君
- 谷垣 慎一君 補欠 江藤 隆美君
- 渡辺浩一郎君 補欠 月原 茂皓君
- 江藤 隆美君 補欠 谷垣 慎一君
- 中山 太郎君 補欠 塩谷 立君
- 月原 茂皓君 補欠 渡辺浩一郎君

予算委員

- 辞任 江藤 隆美君 補欠 佐藤 剛男君
- 中山 太郎君 補欠 長勢 甚遠君
- 山崎 拓君 補欠 荒井 広幸君
- 安倍 基雄君 補欠 藤村 修君
- 石井 啓一君 補欠 中田 宏君

石田 勝之君	上田 勇君
川島 實君	榊屋 敬悟君
工藤堅太郎君	高木 陽介君
左藤 恵君	江田 五月君
月原 茂皓君	大口 善徳君
野田 毅君	山本 孝史君
冬柴 鐵三君	北側 一雄君
松田 岩夫君	高木 義明君
山口那津男君	河村たかし君
山田 宏君	大野由利子君
佐々木秀典君	辻 一彦君
坂上 富男君	山元 勉君
細川 律夫君	沢藤礼次郎君
五十嵐ふみひこ君	小沢 鋭仁君
前原 誠司君	玄葉光一郎君
荒井 広幸君	安倍 晋三君
江田 五月君	石田 祝稔君
北側 一雄君	赤羽 一嘉君
沢藤礼次郎君	横光 克彦君
山元 勉君	永井 哲男君
小沢 鋭仁君	荒井 聰君
玄葉光一郎君	枝野 幸男君
松本 善明君	藤田 スミ君
矢島 恒夫君	山原健二郎君
大野由利子君	西村 眞悟君
辻 一彦君	池田 隆一君
永井 哲男君	上原 康助君
枝野 幸男君	高見 裕一君

安倍 晋三君	栗原 博久君
上田 勇君	東 祥三君
大口 善徳君	月原 茂皓君
河村たかし君	山口那津男君
高木 義明君	松田 岩夫君
榊屋 敬悟君	金子徳之介君
池田 隆一君	川島 實君
上原 康助君	秋葉 忠利君
横光 克彦君	濱田 健一君
荒井 聰君	遠藤 登君
高見 裕一君	宇佐美 登君
藤田 スミ君	前原 誠司君
栗原 博久君	東中 光雄君
濱田 健一君	小此木八郎君
宇佐美 登君	永井 孝信君
山原健二郎君	中島 章夫君
山本 孝史君	岩佐 恵美君
東中 光雄君	岩浅 嘉仁君
小此木八郎君	古堅 実吉君
佐藤 剛男君	山崎 拓君
長勢 甚遠君	江藤 隆美君
赤羽 一嘉君	中山 太郎君
東 祥三君	冬柴 鐵三君
石田 祝稔君	石田 勝之君
岩浅 嘉仁君	左藤 恵君
金子徳之介君	野田 毅君
高木 陽介君	安倍 基雄君
	工藤堅太郎君

一、昨二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

中田 宏君	石井 啓一君
西村 眞悟君	山田 宏君
秋葉 忠利君	佐々木秀典君
遠藤 登君	細川 律夫君
永井 孝信君	坂上 富男君
中島 章夫君	五十嵐ふみひこ君
岩佐 恵美君	矢島 恒夫君
古堅 実吉君	松本 善明君

議院運営委員

山口 俊一君	浜田 靖一君
西村 眞悟君	柳田 稔君
池田 隆一君	遠藤 登君
浜田 靖一君	山口 俊一君
柳田 稔君	西村 眞悟君
遠藤 登君	池田 隆一君

辞任

荒井 広幸君	補欠
岸本 光造君	中山 太郎君
斎藤斗志二君	柏谷 茂君
坂井 隆憲君	佐藤 孝行君
	浦野 然興君

通信委員

吹田 愷君	工藤堅太郎君
工藤堅太郎君	吹田 愷君

辞任

浦野 然興君	補欠
越智 通雄君	中山 太郎君
後藤田正晴君	松本 善明君
中山 太郎君	長勢 甚遠君

労働委員

関谷 勝嗣君	越智 通雄君
浦野 然興君	坂井 隆憲君
越智 通雄君	関谷 勝嗣君
柏谷 茂君	岸本 光造君
佐藤 孝行君	斎藤斗志二君
中山 太郎君	荒井 広幸君

辞任

柏谷 茂君	補欠
佐藤 孝行君	岸田 文雄君
山口 敏夫君	北村 直人君
岸田 文雄君	柏谷 茂君
田野瀬良太郎君	佐藤 孝行君
北村 直人君	山口 敏夫君

安全保障委員

大島 理森君	後藤田正晴君
西村 眞悟君	安倍 基雄君
渡辺浩一郎君	山口 敏夫君
後藤田正晴君	大島 理森君
安倍 基雄君	西村 眞悟君
山口 敏夫君	渡辺浩一郎君

予算委員

浦野 然興君	補欠
越智 通雄君	中谷 元君
後藤田正晴君	栗原 博久君
中山 太郎君	松下 忠洋君
	長勢 甚遠君

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して特定事業者が実施する事業革新を円滑化するための措置を、雇用の安定等に配慮しつつ講ずることにより、国内生産活動の活性化を図り、もって国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定業種」とは、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用の減少しており、若しくは減少するおそれがある鉱業若しくは製造業に属する業種又はこれらの業種と関連性が高い小売業若しくは卸売業に属する業種であつて、主務省令で定めるものをいい、「特定事業者」とは、特定業種に属する事業を営む者をいう。

2 この法律において「事業革新」とは、特定事業者が当該経済的環境の変化に対処するため、その従業員の知識及び技能、設備、技術等を活用して行う事業の分野又は方式の変更であつて、次に掲げるものをいう。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)(参議院送付)

交通安全対策特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

旅券法の一部を改正する法律案

船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

都市再開発法等の一部を改正する法律案

被災市街地復興特別措置法案

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案

右

国会に提出する。

(議案提出)

一、去る二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案

電気事業法の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、昨二十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第五〇号)

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

労働委員会 付託

一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

農林水産委員会 付託

農協同組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一〇号)(参議院送付)

農工委員会 付託

電気事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五一号)

交通安全対策特別委員会

補欠

伊藤 英成君

北橋 健治君

伊藤 英成君

補欠

北橋 健治君

伊藤 英成君

山崎 拓君

安倍 基雄君

工藤堅太郎君

左藤 忠君

前原 誠司君

矢島 恒夫君

金田 英行君

栗原 博久君

中谷 元君

長勢 甚遠君

松下 忠洋君

豊田潤多郎君

西村 眞悟君

吹田 愷君

中島 章夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

規制緩和に関する特別委員

辞任

河合 正智君

須藤 浩君

須藤 浩君

河合 正智君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任

伊藤 英成君

北橋 健治君

金田 英行君

西村 眞悟君

吹田 愷君

豊田潤多郎君

中島 章夫君

正森 成二君

山崎 拓君

越智 通雄君

浦野 休興君

中山 太郎君

後藤田正晴君

左藤 忠君

安倍 基雄君

工藤堅太郎君

前原 誠司君

山崎 拓君

安倍 基雄君

工藤堅太郎君

左藤 忠君

前原 誠司君

矢島 恒夫君

金田 英行君

栗原 博久君

中谷 元君

長勢 甚遠君

松下 忠洋君

豊田潤多郎君

西村 眞悟君

吹田 愷君

中島 章夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

規制緩和に関する特別委員

辞任

河合 正智君

須藤 浩君

須藤 浩君

河合 正智君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

辞任

伊藤 英成君

北橋 健治君

金田 英行君

西村 眞悟君

吹田 愷君

豊田潤多郎君

中島 章夫君

正森 成二君

山崎 拓君

越智 通雄君

浦野 休興君

中山 太郎君

後藤田正晴君

左藤 忠君

安倍 基雄君

工藤堅太郎君

前原 誠司君

一 新商品の開発及び生産により、生産又は販売に係る商品の構成を相当程度変化させること。

二 新たな生産の方式の導入又は設備の能率の向上により、商品の生産を著しく効率化すること。

三 新たな販売の方式の導入により、商品の販売を著しく効率化し、又は国内における新たな需要を相当程度開拓すること。

四 新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入の方式の導入により、商品の生産に係る費用を相当程度低減すること。

(情報の提供)

第三条 国は、特定事業者の事業革新の円滑化に資するため、商品又は役務の価格が我が国内外において異なる状況及びその要因に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

2 国は、前項に規定するもののほか、内外の産業、我が国事業者の海外事業活動等の動向の調査を行い、必要な情報を提供しよう努めるものとする。

(取引慣行の改善の促進)

第四条 国は、事業革新の円滑な実施のため、その行う商品の販売等に係る取引慣行の改善を行うおうとする事情を共通にする特定事業者からの相当数の申出があったときは、必要に応じ、当

該取引慣行に関する調査を行い、当該特定事業者及びその取引の相手方その他の関係者への情報の提供を行うものとする。

(事業革新計画の承認)

第五条 特定事業者は、その実施しようとする事業革新に関する計画(以下「事業革新計画」という。)を作成し、これを主務大臣に提出して、その承認を受けることができる。

2 二以上の特定事業者がその事業革新のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定事業者は共同して事業革新計画を作成し、前項の承認を受けることができる。

3 事業革新計画には、当該特定事業者がその経営を實質的に支配していると認められるものとして主務省令で定める関係を持つている事業者(当該事業革新計画に従つて設立される法人を含む。以下「関係事業者」という。)が当該特定事業者の事業革新のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 事業革新計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 事業革新の目標
- 二 事業革新の内容及び実施時期
- 三 事業革新の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 事業革新に伴う労務に関する事項

5 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業革新計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該事業革新計画に係る事業革新が、当該特定事業者が内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処する上で有効かつ適切なものであること。

二 当該事業革新計画に係る事業革新が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

三 当該事業革新計画が当該事業革新を円滑かつ確実に実施するために適切なものであること。

四 当該特定事業者の従業員の状態を不当に害するものでないこと。

五 同一の特定業種に属する事業を営む二以上の特定事業者の申請に係る事業革新計画にあっては、次のイ及びロに適合すること。

イ 当該二以上の特定事業者と当該特定業種に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

6 主務大臣は、第一項の承認をしたときは、その旨を公表するものとする。

(事業革新計画の変更等)

第六条 前条第一項の承認を受けた者(当該承認

に係る事業革新計画に従つて合併により設立された法人を含む。以下「承認特定事業者」という。)は、当該承認に係る事業革新計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、承認特定事業者又はその関係事業者が当該承認に係る事業革新計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業革新計画」という。)に従つて事業革新のための措置を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 主務大臣は、承認事業革新計画が前条第五項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、承認特定事業者に対して、当該承認事業革新計画の変更を指示し、又はその承認を取り消すことができる。

4 前条第五項の規定は第一項の承認に、同条第六項の規定は前項の規定による承認の取消しに準用する。

(公正取引委員会との関係)

第七条 主務大臣は、同一の特定業種に属する事業を営む二以上の特定事業者の申請に係る事業革新計画について第五条第一項の承認(前条第一項に規定する変更の承認を含む。以下この条において同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該承認に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに

に、公正取引委員会に対し、事業革新計画に従って共同して行おうとする事業革新のための措置が当該特定業種における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べらるるものとする。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定による送付に係る事業革新計画について意見を述べらるるものとする。

3 公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業革新計画であつて、主務大臣が第五條第一項の承認をしたものに従つてする行為につき当該承認後私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を主務大臣に通知するものとする。

4 主務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、公正取引委員会に対し、当該承認後の経済的事項の変化に即して第一項に規定する事項について意見を述べることが出来る。

5 主務大臣は、第三項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る事業革新計画が前条第三項に規定する場合に該当することとなるときは、当該承認事業革新計画につき、同項に規定する措置をとるものとする。

(活用事業計画の承認)

第八条 承認特定事業者の従業員知識及び技

能、設備、技術等であつて、当該承認特定事業者が承認事業革新計画に従つて事業革新を実施することによつても活用することができないものがある場合において、これを活用して鉱業又は製造業に属する事業を行おうとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む)は、当該事業に関する計画(以下「活用事業計画」といふ)を作成し、これを主務大臣に提出して、その承認を受けることができる。

2 活用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 活用しようとする承認特定事業者の従業員知識及び技能、設備、技術等の内容

二 事業の内容及び実施時期

三 事業に必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その活用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 当該事業が承認特定事業者の従業員の知識及び技能、設備、技術等を有効かつ適切に活用するものであること。

二 当該事業を行うことが当該承認事業革新計画に係る事業革新の円滑な実施に資するものであること。

三 当該活用事業計画が当該事業を円滑かつ確實に行うために適切なものであること。

四 当該活用事業計画に係る事業が国民経済の国際経済環境と調和のとれた健全な発展を阻害するものでないこと。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該承認特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣に協議しなければならない。

(活用事業計画の変更等)

第九条 前条第一項の承認を受けた者当該承認に係る活用事業計画に従つて設立された法人を含む。以下「承認活用事業者」といふ。は、当該承認に係る活用事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 主務大臣は、承認活用事業者が当該承認に係る活用事業計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認活用事業計画」といふ)に従つて事業を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の承認に準用する。

(資金の確保)

第十条 国は、承認特定事業者若しくはその関係事業者が承認事業革新計画に従つて事業革新のための措置を行い、又は承認活用事業者が承認活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(産業基盤整備基金の行う事業革新円滑化業務)

第十一条 産業基盤整備基金(以下「基金」といふ)は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」といふ)第四十條第一項に規定する業務のほか、特定事業者の事業革新を円滑化するため、次に掲げる業務を行う。

一 承認特定事業者若しくはその関係事業者が承認事業革新計画に従つて事業革新のための措置を行い、又は承認活用事業者が承認活用事業計画に従つて事業を行うのに必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 事業革新に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(特定施設整備法等の特例)

第十二条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十條第二項中「前項第一号の業務」とあるのは、「前項第一号の業務及び特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(以下「事業革新円滑化法」といふ)第十一條第一号の業務」と、特定施設整備法第六十三條第三号中「第四十條第一項」とあるのは、「第四十條第一項及び事業革新円滑化法第十一條」とし、産業構造転換円滑化臨時措置法(昭和六十二年法律第二十四号)第二十條第一項

中「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務」とあるのは「第十六条第三号及び第五号に掲げる業務並びに特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第十一号に掲げる業務」とする。

2 大蔵大臣及び通商産業大臣は、特定施設整備法第四十二条第一項又は第四十四条の認可をしようとするときは、前条第一号に掲げる業務に係る事項に關し、主務大臣(通商産業大臣を除く。)に協議しなければならない。
(中小企業信用保険法の特例)

第十三条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第十三条第一項に規定する活用事業関連保証(以下「活用事業関連保証」という)に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	活用事業関連保証に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	活用事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、活用事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについては、同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるの

通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、活用事業関連保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

は「三億円(特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法第九条第二項に規定する承認活用事業計画に従つて行われる事業に必要な資金(以下「活用事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億

五千万円)と、「三億円」とあるのは「六億円(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円)と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「三億円(活用事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円)とする。

3 普通保険の保険関係であつて、活用事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険、公書防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険)にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて活用事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
(工場立地に関する配慮)

第十四条 承認特定事業者が承認事業革新計画に従つて行う事業革新のための措置についての工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号)に規定する事務の実施に当たっては、当該承認事業革新計画に係る事業革新の必要性に配慮しつつ、適切にこれを行うものとする。

(課税の特例)

第十五条 内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その国内生産活動が停滞しているものとして主務大臣の認定を受けた特定事業者であつて、第五条第一項の承認を受けたもの及びその関係事業者が、承認事業革新計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。
(雇用の安定等)

第十六条 承認特定事業者は承認事業革新計画に従つて事業革新を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、承認特定事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、承認特定事業者に雇用されていた労働者について、就職のあっせんその他その職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国及び都道府県は、承認特定事業者の雇用する労働者及び承認特定事業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずる

るよう努めるものとする。

5 国及び都道府県は、承認特定事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学等との連携協力の円滑化等)

第十七条 文部大臣及び通商産業大臣は、特定事業者の事業革新の円滑化を図るため必要があると認めるときは、研究開発に関し、特定事業者と大学、高等専門学校及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)との連携及び協力が円滑になされるよう努めるものとする。この場合において、大学等における学術研究の特性に常に配慮しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、特定事業者の事業革新に伴って新たに必要となる知識及び技術の習得を促進するための施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第十八条 主務大臣は、承認特定事業者又は承認活用事業計画に対し、承認事業革新計画又は承認活用事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

(連絡及び協力)

第十九条 主務大臣及び労働大臣は、この法律の施行に当たっては、承認特定事業者に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

2 文部大臣及び通商産業大臣は、第十七条の規定の施行に当たっては、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

(主務大臣等)

第二十条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、特定事業者が営む特定業種に属する事業を所管する大臣又は厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、活用事業計画に係る事業を所管する大臣とする。

2 この法律において、第二条第一項の主務省令は農林水産大臣、通商産業大臣又は運輸大臣であつて、当該業種を所管する大臣の発する命令とし、第五条第三項の主務省令は農林水産大臣、通商産業大臣及び運輸大臣が共同で発する命令とする。

(罰則)

第二十一条 第十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)

第二条 この法律は、平成十四年六月三十日まで廃止するものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本開発銀行以外の出資者は、基金に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過する日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、特定施設整備法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十一条の四に次の二項を加える。

11 道府県は、特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第

号)第六条第二項の承認事業革新計画又は同

法第九条第二項の承認活用事業計画に従つて

同法第十五条の認定を受けた特定事業者のう

ち同法第五条第一項の承認を受けた者から営業の譲渡(当該譲渡に係る同項の承認(同法第六条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において同じ。))又は同法第八条第一項の承認(同法第九条第一項の規定による変更の承認を含む。以下本項において同じ。))が同法の施行の日から平成九年三月三十一日までの間にされたものに限る。)を受けた者が、当該譲渡に係る不動産(政令で定めるものに限る。)を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該承認事業革新計画又は承認活用事業計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が同法第五条第一項の承認又は同法第八条第一項の承認の日から一年以内に行われたときに限り、当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

12 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中、「土地の取得」とあるのは、「附則第十一条の四第四十一項に規定する不動産(以下第七十三条の二十七までにおいて「不動

産

産」という。(の取得)と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「不動産」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十一項」と、第七十三條の二十七第一項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第七十三條の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「附則第十一條の四第十一項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

理由

近年の内外の経済的環境の変化の影響を受けて、我が国製造業等の国内における生産、投資等が停滞しており、国民経済の健全な発展に支障を生ずるおそれがある状況にかんがみ、生産等の減少を余儀なくされている業種に属する事業者の事業革新を円滑化するための措置を講ずることにより、国内生産活動の活性化を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

1 目的
この法律は、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化に対処して特定事業者が実施する事業革新を円滑化するための措置を、雇用の安定等に配慮しつつ講ずることにより、国内生産活動の活性化を図り、もって国際経済環境と調和のとれた国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義
(一) 「特定業種」とは、内外の経済的環境の多様かつ構造的な変化の影響を受けて、その生産及び雇用の減少しており、若しくは減少するおそれがある鉱業若しくは製造業に属する業種又はこれらの業種と関連性が高い小売業若しくは卸売業に属する業種であつて、主務省令で定めるものをいい、「特定事業者」とは、特定業種に属する事業を営む者をいう。

(二) 「事業革新」とは、特定事業者が当該経済環境の変化に対処するため、その従業員、知識及び技能、設備、技術等を活用して

3 情報の提供及び取引慣行の改善
(一) 国は、特定事業者の事業革新の円滑化に資するため、商品等の価格が我が国の内外において異なる状況及びその要因に関する調査並びに内外の産業、我が国事業者の海外事業活動等の動向の調査を行い、必要な情報の提供等に努めるものとする。

4 事業革新計画の承認
(一) 特定事業者は、その実施しようとする事業革新に関する計画(以下「事業革新計画」という。)を作成し、又、二以上の特定事業者がその事業革新のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の特定事業者は共同して事業革新計画を作成し、主務大臣の承認を受けることができるものとする。

5 公正取引委員会との関係
主務大臣は、同一の特定業種に属する事業を営む二以上の特定事業者が申請した事業革新計画の承認をしようとする場合、必要と認めるときは、公正取引委員会との間で、当該特定業種における競争に及ぼす影響等について意見の調整を行うものとする。

6 活用事業計画の承認
4の(一)の承認を受けた特定事業者(以下「承認特定事業者」という。)の従業員、知識及び技能、設備、技術等であつて、当該承認特定事業者が承認事業革新計画に従つて事業計画を実施することによつても活用することができないものがある場合において、これを活用して鉱業又は製造業に属する事業を行おうとする者は、当該事業に関する計画(以下「活用事業計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を受けることができるものとする。

7 資金の確保等
(一) 国は、承認特定事業者が承認を受けた事業革新計画に従つて事業革新のための措置を行うのに必要な資金の確保に努めるとともに、産業基金整備基金による債務保証、課税の特例等の措置を講ずるものとする。

法の特例等の措置を講ずるものとする。

8 雇用の安定等

(一) 承認特定事業者は承認事業革新計画に従って事業革新を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

(二) 国は、承認特定事業者の雇用する労働者について、失業の予防、就職のあっせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置等を講ずるよう努めらるものとする。

9 その他

工場立地法に関する配慮、大学等との連携協力の円滑化等、報告の徴収、主務大臣、罰則等について定める。

10 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、平成十四年六月三十日までに廃止するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、近年の内外の経済的環境の変化の影響を受けて、生産、投資等の減少を余儀なくされている製造業等の事業革新を円滑化するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算中、特定事業者等事業革新円滑化補助金として五千万円が計上されている。

右報告する。

平成七年二月二十一日

商工委員長 白川 勝彦

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、現下の内外環境の変化に伴う産業空洞化の懸念に対処するため、内需中心の適切な経済運営と規制緩和等の一層の推進に努めるとともに、製造業等の事業革新を雇用の維持を図りつつ円滑に行うことが重要となっていることにかんがみ、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、特定業種を主務省令で定めるに当たっては、近年の内外の経済環境の変化が多様で急速であることにかんがみ、機動的に行うとともに、事業革新計画の承認に当たっては、特定事業者の創意工夫や主体性が確保され、事業者の経済事情等が十分配慮されるよう弾力的に行うこと。
二、内外価格差の調査に関しては、対象品目の選定、調査の方法及び実施、公表時期等について、整合性にも留意しつつ、関係省庁連携の下

積極的に取り組むこと。

三、事業革新計画に基づく事業革新の実施に当たり、労働移動が伴う場合においては、労働者の意見聴取等を通じて、その理解と協力を得つつ円滑に行うよう指導するとともに、雇用安定助成金の活用、職業訓練及び能力開発の推進、雇用の再就職の斡旋等の雇用安定施策を積極的かつ適切に活用するよう主務省庁は労働省と協議連携を深め、関係業界団体等を含め周知徹底等に努めること。

四、特定事業者の事業革新の円滑化に資する見地から、教育、研究の場における産官学の研究交流等の環境整備に努めるとともに、特定事業者が事業革新を行うに当たって、新たに必要となる知識及び技術の修得を促進させる観点から、商工会議所等における普及活動、大学等における再教育等を積極的に推進すること。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案

臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援するための措置を講ずる

ることにより、中小企業の創造的事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、事業協同小組組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

3 この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 設立(合併による設立を除く。)の日以後五年を経過していない法人(第一項第六号に掲げる者を除く。)又は事業を開始した日以後五年を経過していない個人であつて、貿易をめぐる状況の変化、国内における投資活動、技術水準等の変化その他の近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けており、当該業種における事業活動の活性化の促進が新たな事業分野の開拓に資する工業その他の業種であつて政令で定めるものに属する事業を行うもの
- 二 前事業年度又は前年において試験研究費の額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの

4 この法律において「研究開発等事業」とは、生産、販売若しくは役務の提供の技術(著しい新規性を有するものに限る。)に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な開拓を行うことをいう。

(事業活動指針)
第三条 通商産業大臣は、新たな事業分野の開拓を図るため、中小企業者及び組合等(以下「中小企業者等」という。)の創業並びに研究開発及びその成果の利用等に関する指針(以下「事業活動指針」という。)を定めなければならない。

2 事業活動指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 新たな事業分野の開拓に関する事項
- 二 中小企業者等が行う研究開発等事業の内容に関する事項
- 三 中小企業者等が行う研究開発等事業の実施方法に関する事項
- 四 その他創業並びに研究開発及びその成果の利用等に当たつて配慮すべき事項
- 3 通商産業大臣は、経済事情の変化のため必要があると認めるときは、事業活動指針を変更するものとする。
- 4 通商産業大臣は、事業活動指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 通商産業大臣は、事業活動指針を定め、又は

変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(研究開発等事業計画の認定)
第四条 中小企業者等又は事業を営んでいない個人は、単独で又は共同で行おうとする研究開発等事業に関する計画(次に掲げるものを含む。以下「研究開発等事業計画」という。)を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。

一 中小企業者等又は事業を営んでいない個人が第二項第一号第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは出資して法人を設立しようとする場合にあつては、その組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される法人(合併後存続する法人を含む。)が行う研究開発等事業に関するもの

二 企業組合、事業協同組合、事業協同小組組合又は商工組合が協業組合、事業協同組合又は商工組合に組織を変更しようとする場合にあつては、その組織変更後の組合が行う研究開発等事業に関するもの

三 組合等(第一号において設立される組合等及び前号における組織変更後の組合を含む。)が当該組合等が行う研究開発の成果の利用又は当該成果の利用のために必要な開拓を当該組合等の構成員又は当該組合等の構成員が合併し、若しくは出資して設立した法人

に行わせる場合にあつては、その構成員又はその法人の行う当該研究開発の成果の利用又は当該成果の利用のために必要な開拓に関するもの

2 研究開発等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 研究開発等事業の目標
- 二 研究開発等事業の内容
- 三 研究開発等事業の実施時期
- 四 研究開発等事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 組合等が研究開発等事業に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準
- 3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が事業活動指針に照らして適切なものであること。
- 二 前項第四号に掲げる事項が研究開発等事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 前項第五号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準が適切なものであること。

(研究開発等事業計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る研究開発等事業計画を変更しようとするときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る研究開発等事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発等事業計画」という。)に従って研究開発等事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定に準用する。

(資金の確保)

第六条 国及び地方公共団体は、認定研究開発等事業計画に従って行われる研究開発等事業に必要な資金(以下「研究開発等事業資金」という。)の確保に努めるものとする。

(中小企業投資育成株式会社の特例)

第七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一十号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定中小企業者が資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者若しくは事業を営んでいない個人が認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を実施するために資本の額が一億円を超える株式会

社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 特定中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が必要とする資金又は中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社が認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債(その転換により発行された株式を含む。)又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

(中小企業信用保険法の特例)

第八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の七第一項に規定する新事業開拓保険(以下「新事業開拓保険」という。)の保険関係であつて、研究開発等事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、研究開発等事業資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての

同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「二億円(中小企業の創造的業務活動の促進に関する臨時措置法第六条に規定する研究開発等事業資金(以下「研究開発等事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円」と、「三億円」とあるのは「四億円(研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円)」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「二億円(研究開発等事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円)」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、研究開発等事業関連保証であつてその保証について担保(保証人(通商産業大臣が指定する者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものについては、適用しない。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第九条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金であつて、認定研究開発等事業計画に従つて設置する設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(課税の特例)

第十条 特定中小企業者(個人にあつては、事業を開始した日以後五年を経過していないことに

ついて、通商産業省令で定めるところによりその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けている者に限る。)が取得し、又は製作した機械及び装置並びに中小企業者等が認定研究開発等事業計画に従つて取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 組合等が、認定研究開発等事業計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該認定研究開発等事業計画に従つて実施する研究開発等事業に係る試験研究(以下「認定研究開発等事業計画に係る試験研究」という。)に必要な機械及び装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し認定研究開発等事業計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員

に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、認定研究開発等事業計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

5 認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行う中小企業者が欠損金を生じたときは、租税特別措置法で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。
(中小企業等協同組合法の特例)

第十一条 その行う事業の分野を異にする中小企業者等(以下「異分野中小企業者等」という。)を構成員とする事業協同組合又は事業協同小組合は、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号。以下「協同組合法」という。)第九條の二第一項の事業のほか、認定研究開発等事業計画に定める研究開発等事業を行うことができる。

2 前項の規定により事業協同組合又は事業協同小組合が研究開発等事業を行う場合においては、協同組合法第十五条第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法」とする。
(中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第十二条 組合等の構成員が、認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合における中

小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用については、当該構成員は、当該研究開発の成果の利用に係る事業を営むものとみなす。

2 認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行う事業協同組合又は事業協同小組合が、当該認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行うため、その組織を変更して協業組合になる場合における中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定の適用については、同項中「協同組合法第九條の二第一項第一号の事業を行なつてい

る事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合」とあるのは、「中小企業の創造的企業活動の促進に関する臨時措置法第五条第二項に規定する認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行っている事業協同組合又は事業協同小組合」と、「当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なつてい事業(事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。）」とあるのは、「当該事業協同組合又は事業協同小組合に係る当該認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。

(国及び地方公共団体の施策)
第十三条 国は、中小企業の創造的企業活動を促進するため、創業並びに研究開発及びその成果

の利用等に関する情報の提供、技術又は経営管理に関する研修等の人材の養成、異分野中小企業者等の交流等による知識の融合の促進及び組織化の推進その他中小企業の創業並びに研究開発及びその成果の利用等の円滑化のために必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて施策を講ずるよう努めるものとする。
(指導及び助言)

第十四条 国及び都道府県は、認定研究開発等事業計画に係る研究開発等事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。
(報告の徴収)

第十五条 都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた者又は認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行う者に対し、認定研究開発等事業計画の実施状況について報告を求めることができる。
(事務の委任)

第十六条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、市町村長又は特別区の長に委任することができる。
(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業

務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)
第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(中小企業技術開発促進臨時措置法等の廃止)
第三条 次に掲げる法律は、廃止する。
一 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第五十五号)

二 異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第十七号)
(中小企業技術開発促進臨時措置法等の廃止に伴う経過措置)
第四条 前条の規定による廃止前の中小企業技術開発促進臨時措置法第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に関する計画の変更の認定及び取消し並びに報告の徴収並びに同法第六條各号に掲げる者に関する中小企業投資育成株式会社法の特例及び技術開発関係保証についての中小企業信用保険法の特例については、なお従前の例による。

2 前条の規定による廃止前の異分野中小企業者の知識の融合による新分野の開拓の促進に関する

る臨時措置法(以下「旧融合化法」という。)第四
条第一項の認定を受けた特定組合に関する計画
の変更の認定及び取消し、協同組合法の特例並
びに報告の徴収並びに旧融合化法第六各号に
掲げる者に関する知識融合関係保証につい
ての中小企業信用保険法の特例及び中小企業団
体の組織に関する法律の特例については、なお
従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の
規定により従前の例によることとされる報告の
徴収に係る行為に対する罰則の適用について
は、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十三号の二の次に次
の一号を加える。

十三の三 中小企業の創造的事業活動の促進
に関する臨時措置法(平成七年法律第

号)第二条第二項に規定する組合等が同
法第四条第一項の規定による認定を受けた

同項の研究開発等事業計画に従つて実施す
る同法第二条第四項の研究開発等事業(こ

れに係るものとして政令で定める事業を
含む)の用に供する土地で政令で定めるもの

附則第三十二条の三第二項中「第十八項」を
「第十七項」に改め、同条第三項中「第十四項」を
「第十三項」に改め、同条第六項中「第二十五項」

を「第二十四項」に改め、同条第七項中「第二十
六項」を「第二十五項」に改め、同条第八項中「第
二十七項」を「第二十六項」に改め、同条中第十
一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三
項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、

同条第十五項中「次条第四項」を「次条第三項」に
改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六
項中「次条第五項」を「次条第四項」に改め、同項を

同条第十五項とし、同条第十七項を第十六項
とし、第十八項を第十七項とし、同条第十九
項中「次条第八項」を「次条第七項」に改め、同項を

同条第十八項とし、同条第二十項中「次条第九
項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第十九
項とし、同条第二十一項から第二十七項までを

一項ずつ繰り上げ、同条第二十八項の前に次の
一項を加える。

27 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業の
創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の
施行の日から平成九年三月三十一日までの間

に同法第二条第二項に規定する組合等(以下
本項及び次条第十項において「組合等」とい
う。)が同法第四条第一項の規定による認定を

受けた同項の研究開発等事業計画に従つて実
施する同法第二条第四項の研究開発等事業
(次条第十項において「研究開発等事業」とい

う。)の用に供する施設(政令で定めるものに
限る。)に係るものの新築又は増築で当該組合
等が建築主であるものに係る新増設事業所床

面積に対しては、当該新築又は増築が当該研
究開発等事業計画の認定を受けた日から同日

後政令で定める期間を経過する日(次条第十
項において「研究開発等事業期間終了日」とい
う。)までの間に行われたときに限り、第七百

一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新
増設に係る事業所税を課することができな
い。この場合においては、第七百一条の三十

四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項を削り、同条
第三項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改
め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前

条第十五項」を「前条第十四項」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第五項中「前条第十六項」
を「前条第十五項」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項

中「前条第十七項」を「前条第十六項」に改め、同
項を同条第六項とし、同条第八項中「前条第十
九項」を「前条第十八項」に改め、同項を同条第
七項とし、同条第九項中「前条第二十項」を「前

条第十九項」に改め、同項を同条第八項とし、
同条第十項中「前条第二十一項」を「前条第二十
項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次
に次の一項を加える。

10 前条第二十七項に規定する施設に係る事業
所等において組合等が行う研究開発等事業に
対して課する事業に係る事業所税のうち資産
割の課税標準となるべき事業所床面積の算定

については、当該研究開発等事業に係る研究
開発等事業期間終了日以後に最初に終了する

事業年度分までに限り、当該施設に係る事業
所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十
四(事業に係る事業所税に関する部分に限
る。又は前条第一項若しくは第三項の規定の
適用を受けるものを除く。以下本項において
同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二
分の一に相当する面積を控除するもの)とす
る。この場合においては、第七百一条の四十
一第八項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第十七項中「前条第
十五項」を「前条第十四項」に、「前条第二十五
項」を「前条第二十四項」に改め、同条第十八
項中「前条第二十七項」を「前条第二十六項」に改
め、同条第十九項中「第六項」を「第五項」に改
め、同条第二十項中「前条第十四項若しくは第
二十六項」を「前条第十三項若しくは第二十五
項」に改め、同条第二十一項中「前条第十四項、
第二十項若しくは第二十六項」を「前条第十三
項、第十九項若しくは第二十五項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 旧融合化法第四条第一項の規定による認
定を受けた同項に規定する特定組合(以下この
条において「認定特定組合」という。)が、前条の
規定による改正前の地方税法(以下この条にお
いて「旧地方税法」という。)附則第三十二条の三

第十一項の政令で定める期間を経過する日まで
に行う同項の政令で定める施設に係る事業所用
家屋(旧地方税法第七百一条の三十一第一項第
七号に規定する事業所用家屋をいう。)の新築又

は、当該新築又は増築が当該研
究開発等事業計画の認定を受けた日から同日

後政令で定める期間を経過する日(次条第十
項において「研究開発等事業期間終了日」とい
う。)までの間に行われたときに限り、第七百

一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新
増設に係る事業所税を課することができな
い。この場合においては、第七百一条の三十

四第九項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項を削り、同条
第三項中「前条第十三項」を「前条第十二項」に改
め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前

条第十五項」を「前条第十四項」に改め、同項を
同条第三項とし、同条第五項中「前条第十六項」
を「前条第十五項」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項

は増築に対して課すべき増設に係る事業所税(旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する増設に係る事業所税をいう。)については、なお従前の例による。

2 旧地方税法附則第三十二条の三の第二項に規定する事業のうち、同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの認定特定組合の事業に対して課すべき事業に係る事業所税(旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。)のうち資産割合(旧地方税法第七百一条の三十一第一項第二号に規定する資産割合をいう。)の課税標準となるべき事業所床面積(同項第四号に規定する事業所床面積をいう。)の算定については、なお従前の例による。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第八条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の四を次のように改める。

六の四 中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第

号)の施行に関すること。

第三条第一項中第六号の五を削り、第六号の六を第六号の五とし、第六号の七を第六号の六とする。

理由

中小企業の創造的・事業活動の促進が新たな事業

分野の開拓を図る上で重要であることにかんがみ、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等について、これらを円滑にするために必要な中小企業投資育成株式会社法、中小企業信用保険法等の特例措置その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び趣旨

本案は、中小企業の創造的・事業活動の促進が新たな事業分野の開拓を図る上で重要であることにかんがみ、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等について、これらを円滑にするための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を支援するための措置を講ずることにより、中小企業の創造的・事業活動の促進を通じて、新たな事業分野の開拓を図り、もって我が国産業構造の転換の円滑化と国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 定義

(一) 「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて次に該当するものをいう。
(1) 設立の日以後五年を経過していない法人又は事業を開始した日以後五年を経過

していない個人であつて、近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けており、当該業種における事業活動の活性化の促進が新たな事業分野の開拓に資する工業その他の業種であつて政令で定めるものに属する事業を行うもの
(2) 前事業年度又は前年において試験研究費の額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの

(二) 「研究開発等事業」とは、生産、販売若しくは役務の提供の技術(著しい新規性を有するものに限る。)に関する研究開発、その成果の利用又は当該成果の利用のために必要な開拓を行うことをいう。

3 事業活動指針の策定及び研究開発等事業計画の認定

(一) 通商産業大臣は、新たな事業分野の開拓を図るため、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業近代化審議会の意見を聴いて、中小企業者及び組合等(以下「中小企業者等」という。)の創業並びに研究開発及びその成果の利用等に関する指針(以下「事業活動指針」という。)を定めなければならない。

(二) 中小企業者等又は事業を営んでいない個人は、単独で又は共同で行おうとする研究開発等事業に関する計画(以下「研究開発等事業計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当であ

る旨の認定を受けることができる。
(三) 都道府県知事は、認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発等事業計画の目標、内容及び実施時期が事業活動指針に照らして適切なものであること等の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 資金の確保及び特例措置等

(一) 国及び地方公共団体は、認定を受けた研究開発等事業計画(以下「認定研究開発等事業計画」という。)に従つて行われる研究開発等事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(二) 特定中小企業者又は認定研究開発等事業計画に従つて研究開発等事業を実施する中小企業者若しくは事業を営んでいない個人が資本の額が一億円を超える株式会社を設立する際に又は中小企業者のうち資本の額が一億円を超える株式会社認定研究開発等事業計画に従つて研究開発等事業を実施するために必要とする資金等の調達を図るために中小企業投資育成株式会社法の特例措置を講ずるものとする。

(三) 認定研究開発等事業計画に従つて行われる研究開発等事業に必要な資金に係る債務の保証に係る保険関係について中小企業信用保険法の特例措置を講ずるものとする。

(四) 認定研究開発等事業計画に従つて設置する設備に係る貸付金の償還期間について中小企業近代化資金等助成法の特例措置を講

するものとする。

(四) 特定中小企業者の取得等に係る機械等及び認定研究開発等事業計画に従って研究開発等事業を行おうとする中小企業者等の取得等に係る機械等について、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

(六) その行う事業の分野を異にする中小企業者等を構成員とする事業協同組合又は事業協同小組合がその事業として認定研究開発等事業計画に定める研究開発等事業を行うことができるよう、中小企業等協同組合法の關係規定の適用について特例を設ける。

(七) 組合等の構成員が認定研究開発等事業計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行う場合等に関し、中小企業団体の組織に関する法律の關係規定の適用について特例を設ける。

5 国及び地方公共団体の施策等
(一) 国及び地方公共団体は、中小企業の創造的産業活動を促進するため、中小企業の創業及び研究開発等の円滑化のために必要な情報の提供、人材の養成その他の施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

(二) 国及び都道府県は、認定研究開発等事業計画に係る研究開発等事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

6 施行期日等
(一) この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(二) この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止する。

二 議案の可決理由

本案は、中小企業の創造的産業活動の促進が新たな事業分野の開拓を図る上で重要であることにかんがみ、中小企業の創業及び技術に関する研究開発等を円滑にするための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算に、中小企業対策費中、中小企業指導事業費補助金のうち中小企業技術改善費補助金の創造的中小企業振興枠として十四億四千七百二十五千円、信用保証協会基金補助金のうちの創造的中小企業振興関連保証分として四億円、合計十八億四千七百二十五千円が計上されている。

平成七年二月二十一日

商工委員長 白川 勝彦
衆議院議長 土井たか子殿

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣 村山 富市

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律

(小規模企業共済法の一部改正)

第一条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第一百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二条の二」を「第三条」に改める。

第二条の二から第二条の四までを削る。

第三条第四項ただし書中「第二条の三各号又は前条各号」を「第九条第一項各号」に改める。

第七条第四項中「第一種共済契約の」を削り、「第一種共済契約は」を「共済契約は」に改め、同項第三号中「第一条の三各号」を「第九条第一項各号」に改める。

第九条を次のように改める。
(共済金)

第九条 共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じた場合であつて、その者の掛金納付月数が六月以上のときは、事業団は、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散があつたとき(第七条第四項第一号及び第二号に掲げるときを除く。))。

二 会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、疾病、負傷又は死亡によりその会社等の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が百八十日以上である共済契約者にあつては、前二号に掲げる事由が生じたとき。

2 事業団が支給すべき共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月分の掛金を五百円ごとに順次区分した場合における各区分(以下「掛金区分」という。)に應ずる区分共済金額の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 三十八月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
二 三十八月以上 次のイからハまでに定める金額の合計額

イ 別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に応じ、第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

ロ 基準月(その掛金区分に係る掛金納付月数が三十八月又は三十八月に十二月の整数倍の月数を加えた月数となる各月を

いう。以下同じ。における別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に

じ、第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額(以下「仮定共済金額」という。)に、それぞれ当該基準月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)に係る支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号ロ及びハの支給率は、通商産業大臣が、各年度ごとに、当該年度までの運用収入のうち当該年度において同号ロ又は第十二条第四項第二号ロに定める金額の支払に充てるべき部分の金額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額を、当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額(同号ロの仮定解約手当金額をいう。)の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、

中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

第九条の三第一項中「分割払い」を「分割払」に改め、同項第二号中「第二条の三第一号若しくは第二号又は第二条の四第一号、第二号若しくは第四号」を「第九条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第四項中「額は」の下に、「共済金の額に」を、「定める」の下に「率(次条第二項において「分割支給率」という。)を乗じて得た」を加え、同項第一号中「共済金の額に千分の三十二・五を乗じて得た金額」を「千分の三十二・五を乗じて得た率を加えて得た率」に改め、同項第二号中「共済金の額に千分の二十四・四を乗じて得た金額」を「千分の二十二・一に通商産業大臣の定める率を加えて得た率」に改め、同条第五項を削る。

第九条の四第二項中「年五・五パーセントの」を「その額に係る分割支給率の算定の基礎となつた利率として通商産業大臣が定める」に改め、同条第三項を削る。

第十条第一項中「第二条の三又は第一条の四」を「第九条第一項」に改める。
第十二条第四項を次のように改める。

4 前項第三号の区分解約手当金額は、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
二 三十六月以上 次のイからハまでに定める

金額の合計額(その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないと

きは、その合計額)
イ 別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額
ロ 仮定解約手当金額(基準月における別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に應じ、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額をいう。)に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る第九条第四項に規定する支給率を乗じて得た金額の合計額

ハ イに定める金額に、第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る第九条第四項に規定する支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

第十三条第一項中「第二条の三第一号若しくは第二号又は第二条の四第一号若しくは第二号」を「第九条第一項第一号又は第二号」に改め、「当該共済金に係る共済契約と同一の種類

の共済契約の」及び「第一種共済契約の」を削り、同条第二項中「当該旧共済契約と同一の種類」を削る。
第十六条の二中「又はその遺族」を、「その遺族又は共済契約者であつた者」に、「共済契約者

に対する」を「共済契約者若しくは共済契約者であつた者に対する」に改める。

第十六条の三第一項中「共済契約者」の下に「又は共済契約者であつた者」を加え、同条第二項中「取りくずされた」を「取り崩された」に改め、「共済契約者」の下に「又は共済契約者であつた者」を加え、「第二条の三、第一条の四」を「第九条第一項」に改める。

第十七条第一項中「第一種共済契約の共済契約者」にあつては「第二条の三各号」に、「第二種共済契約の共済契約者」にあつては「第二条の四各号」を「第九条第一項各号」に、「第二条の三各号若しくは第二条の四各号」を「同項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 共済契約者は、第一項の規定にかかわらず、事業団の承諾を得た場合に限り、掛金を納付しないことができる。この場合において、事業団は、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

第二十四条を削る。
第二章第二十三条を第二十四条とし、第二十二條を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。
(端数計算)
第二十二條 共済金等の額及び現価相当額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。
別表第二を削り、別表第一を次のように改める。

官 報 (号 外)

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書
別表(第九号、第十二号関係)

三六月	一九、四九〇円	一九、〇一〇円
三七月	二〇、〇九〇円	一九、五八〇円
三八月	二〇、七〇〇円	二〇、一五〇円
三九月	二一、三〇〇円	二〇、七二〇円
四〇月	二一、九〇〇円	二一、二九〇円
四一月	二二、五〇〇円	二一、八五〇円
四二月	二三、一〇〇円	二三、四二〇円
四三月	二三、七〇〇円	二三、九九〇円
四四月	二四、三〇〇円	二三、五六〇円
四五月	二四、九〇〇円	二四、一三〇円
四六月	二五、五〇〇円	二四、七〇〇円
四七月	二六、一〇〇円	二五、二七〇円
四八月	二六、七〇〇円	二五、八四〇円
四九月	二七、三〇〇円	二六、四三〇円
五〇月	二八、〇一〇円	二七、〇二〇円
五一月	二八、六五〇円	二七、六一〇円
五二月	二九、二九〇円	二八、二一〇円
五三月	二九、九二〇円	二八、八〇〇円
五四月	三〇、五六〇円	二九、三九〇円
五五月	三一、二〇〇円	二九、九八〇円
五六月	三一、八四〇円	三〇、五七〇円
五七月	三一、四八〇円	三一、一六〇円
五八月	三一、一二〇円	三一、七五〇円
五九月	三三、七五〇円	三三、三四〇円
六〇月	三四、三九〇円	三三、九四〇円
六一月	三五、〇七〇円	三三、五五〇円
六二月	三五、七四〇円	三四、一六〇円

六三月	三六、四二〇円	三四、七八〇円
六四月	三七、〇九〇円	三五、三九〇円
六五月	三七、七七〇円	三六、〇一〇円
六六月	三八、四四〇円	三六、六二〇円
六七月	三九、一二〇円	三七、二四〇円
六八月	三九、七九〇円	三七、八五〇円
六九月	四〇、四七〇円	三八、四六〇円
七〇月	四一、一四〇円	三九、〇八〇円
七一月	四一、八二〇円	三九、六九〇円
七二月	四二、四九〇円	四〇、三一〇円
七三月	四三、一六〇円	四〇、九三〇円
七四月	四三、八三〇円	四一、五五〇円
七五月	四四、五〇〇円	四二、一七〇円
七六月	四五、一七〇円	四二、七八〇円
七七月	四五、八四〇円	四三、三九〇円
七八月	四六、五一〇円	四四、〇一〇円
七九月	四七、一八〇円	四四、六三〇円
八〇月	四七、八五〇円	四五、二五〇円
八一月	四八、五二〇円	四五、八七〇円
八二月	四九、一九〇円	四六、四九〇円
八三月	五〇、三六〇円	四七、一一〇円
八四月	五一、〇三〇円	四七、七三〇円
八五月	五一、七〇〇円	四八、三五〇円
八六月	五二、三七〇円	四九、三〇〇円
八七月	五三、〇四〇円	四九、九二〇円
八八月	五三、七一〇円	五〇、五四〇円
八九月	五四、三八〇円	五一、一六〇円
九〇月	五五、〇五〇円	五一、七八〇円

一一八月	七八、二〇〇円	七一、四一〇円
一一七月	七七、三五〇円	七〇、六九〇円
一一六月	七六、五一〇円	六九、九七〇円
一一五月	七五、六六〇円	六九、二五〇円
一一四月	七四、八一〇円	六八、五四〇円
一一三月	七三、九七〇円	六七、八二〇円
一一二月	七三、一二〇円	六七、一〇〇円
一一一月	七二、二八〇円	六六、三八〇円
一一〇月	七一、四三〇円	六五、六七〇円
一〇九月	七〇、五八〇円	六四、九五〇円
一〇八月	六九、七四〇円	六四、二三〇円
一〇七月	六八、九四〇円	六三、五四〇円
一〇六月	六八、一四〇円	六二、八五〇円
一〇五月	六七、三四〇円	六一、一六〇円
一〇四月	六六、五四〇円	六一、四七〇円
一〇三月	六五、七四〇円	六〇、七八〇円
一〇二月	六四、九四〇円	六〇、〇九〇円
一〇一月	六四、一四〇円	五九、四〇〇円
一〇〇月	六三、三四〇円	五八、七一〇円
九九月	六二、五四〇円	五八、〇二〇円
九八月	六一、七四〇円	五七、三三〇円
九七月	六〇、九四〇円	五六、六四〇円
九六月	六〇、一四〇円	五五、九五〇円
九五月	五九、三八〇円	五五、二八〇円
九四月	五八、六三〇円	五四、六二〇円
九三月	五七、八七〇円	五三、九五〇円
九二月	五七、一一〇円	五三、二九〇円
九一月	五六、三六〇円	五二、六二〇円

一一九月	七九、〇四〇円	七二、一一〇円
一一〇月	七九、八九〇円	七二、八四〇円
一一一月	八〇、七八〇円	七三、五九〇円
一一二月	八一、六八〇円	七四、三三〇円
一一三月	八二、五七〇円	七五、〇八〇円
一一四月	八三、四七〇円	七五、八二〇円
一一五月	八四、三六〇円	七六、五七〇円
一一六月	八五、二六〇円	七七、三一〇円
一一七月	八六、一六〇円	七八、〇六〇円
一一八月	八七、〇五〇円	七八、八〇〇円
一一九月	八七、九五〇円	七九、五五〇円
一一〇月	八八、八四〇円	八〇、三〇〇円
一一一月	八九、七四〇円	八一、〇四〇円
一一二月	九〇、六三〇円	八一、七九〇円
一一三月	九一、五八〇円	八二、五六〇円
一一四月	九二、五三〇円	八三、三三〇円
一一五月	九三、四七〇円	八四、一一〇円
一一六月	九四、四二〇円	八四、八八〇円
一一七月	九五、三七〇円	八五、六六〇円
一一八月	九六、三一〇円	八六、四三〇円
一一九月	九七、二六〇円	八七、二一〇円
一一〇月	九八、二一〇円	八七、九八〇円
一一一月	九九、一五〇円	八八、七六〇円
一一二月	一〇〇、一〇〇円	八九、五三〇円
一一三月	一〇一、〇五〇円	九〇、三〇〇円
一一四月	一〇一、九九〇円	九一、〇八〇円
一一五月	一〇二、九九〇円	九一、八八〇円
一一六月	一〇四、〇〇〇円	九二、六九〇円

平成七年二月二十三日 衆議院会議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

一七四月	一三三、四三〇円	一一五、九八〇円	一七五月	一三四、五五〇円	一一六、八五〇円
一七三月	一三三、三二〇円	一一五、一一〇円	一七六月	一三五、六六〇円	一一七、七一〇円
一七二月	一三一、一九〇円	一一四、二四〇円	一七七月	一三六、七八〇円	一一八、五八〇円
一七一月	一三〇、〇七〇円	一一三、三七〇円	一七八月	一三七、九〇〇円	一一九、四五〇円
一七〇月	一二八、九五〇円	一一二、五〇〇円	一七九月	一三九、〇二〇円	一二〇、三三〇円
一六九月	一二七、八三〇円	一一一、六三〇円	一八〇月	一四〇、一四〇円	一二一、一九〇円
一六八月	一二六、七一〇円	一一〇、七七〇円	一八一月	一四一、三三〇円	一二二、一〇〇円
一六七月	一二五、六五〇円	一〇九、九三〇円	一八二月	一四二、五一〇円	一二三、〇二〇円
一六六月	一二四、五九〇円	一〇九、〇九〇円	一八三月	一四三、六九〇円	一二三、九四〇円
一六五月	一二三、五三〇円	一〇八、二六〇円	一八四月	一四四、八八〇円	一二四、八六〇円
一六四月	一二二、四八〇円	一〇七、四二〇円	一八五月	一四六、〇六〇円	一二五、七七〇円
一六三月	一二一、四二〇円	一〇六、五九〇円	一八六月	一四七、二四〇円	一二六、六九〇円
一六二月	一二〇、三六〇円	一〇五、七五〇円	一八七月	一四八、四三〇円	一二七、六一〇円
一六一月	一一九、三〇〇円	一〇四、九一〇円	一八八月	一四九、六一〇円	一二八、五二〇円
一六〇月	一一八、二四〇円	一〇四、〇八〇円	一八九月	一五〇、七九〇円	一二九、四四〇円
一五九月	一一七、一八〇円	一〇三、二四〇円	一九〇月	一五一、九八〇円	一三〇、三六〇円
一五八月	一一六、一二〇円	一〇二、四一〇円	一九一月	一五三、一六〇円	一三一、二七〇円
一五七月	一一五、〇七〇円	一〇一、五七〇円	一九二月	一五四、三五〇円	一三二、一九〇円
一五六月	一一四、〇二〇円	一〇〇、七四〇円	一九三月	一五五、六〇〇円	一三三、一四〇円
一五五月	一一三、〇一〇円	九九、九三〇円	一九四月	一五六、八五〇円	一三四、一〇〇円
一五四月	一一二、〇〇〇円	九九、一三〇円	一九五月	一五八、一〇〇円	一三五、〇五〇円
一五三月	一一一、〇〇〇円	九八、三三〇円	一九六月	一五九、三五〇円	一三六、〇一〇円
一五二月	一一〇、〇〇〇円	九七、五二〇円	一九七月	一六〇、六〇〇円	一三六、九六〇円
一五一月	一〇九、〇〇〇円	九六、七一〇円	一九八月	一六一、八五〇円	一三七、九一〇円
一五〇月	一〇八、〇〇〇円	九五、九一〇円	一九九月	一六三、一一〇円	一三八、八七〇円
一四九月	一〇七、〇〇〇円	九五、一〇〇円	二〇〇月	一六四、三六〇円	一三九、八二〇円
一四八月	一〇六、〇〇〇円	九四、三〇〇円	二〇一月	一六五、六一〇円	一四〇、七七〇円
一四七月	一〇五、〇〇〇円	九三、四九〇円	二〇二月	一六六、八六〇円	一四一、七三〇円

官 報 (号 外)

二〇三月	一六八、一一〇円	一四二、六八〇円	二〇六、四八〇円	一七一、一五〇円
二〇四月	一六九、三六〇円	一四三、六四〇円	二〇七、九六〇円	一七二、二三〇円
二〇五月	一七〇、六九〇円	一四四、六三〇円	二〇九、四四〇円	一七三、三〇〇円
二〇六月	一七一、〇一〇円	一四五、六二〇円	二一〇、九二〇円	一七四、三八〇円
二〇七月	一七三、三三〇円	一四六、六一〇円	二二二、四〇〇円	一七五、四五〇円
二〇八月	一七四、六六〇円	一四七、六一〇円	二二三、八八〇円	一七六、五二〇円
二〇九月	一七五、九八〇円	一四八、六〇〇円	二二五、三五〇円	一七七、六〇〇円
二一〇月	一七七、三〇〇円	一四九、五九〇円	二二六、八三〇円	一七八、六七〇円
二一一月	一七八、六三〇円	一五〇、五八〇円	二二八、三一〇円	一七九、七五〇円
二一二月	一七九、九五〇円	一五一、五七〇円	二二九、七九〇円	一八〇、八二〇円
二一三月	一八一、二七〇円	一五二、五七〇円	二三一、三五〇円	一八一、九四〇円
二一四月	一八二、六〇〇円	一五三、五六〇円	二三二、九二〇円	一八三、〇五〇円
二一五月	一八三、九二〇円	一五四、五五〇円	二三四、四八〇円	一八四、一七〇円
二一六月	一八五、二五〇円	一五五、五四〇円	二三六、〇四〇円	一八五、二九〇円
二一七月	一八六、六四〇円	一五六、五八〇円	二三七、六〇〇円	一八六、四一〇円
二一八月	一八八、〇四〇円	一五七、六一〇円	二三九、一六〇円	一八七、五二〇円
二一九月	一八九、四四〇円	一五八、六四〇円	二四〇、七二〇円	一八八、六四〇円
二二〇月	一九〇、八四〇円	一五九、六七〇円	二四二、二八〇円	一八九、七六〇円
二二一月	一九二、二四〇円	一六〇、七〇〇円	二四三、八四〇円	一九〇、八八〇円
二二二月	一九三、六四〇円	一六一、七四〇円	二四五、四〇〇円	一九一、九九〇円
二二三月	一九五、〇四〇円	一六二、七七〇円	二三六、九六〇円	一九三、一一〇円
二二四月	一九六、四四〇円	一六三、八〇〇円	二三八、五二〇円	一九四、二三〇円
二二五月	一九七、八四〇円	一六四、八三〇円	二四〇、一七〇円	一九五、三九〇円
二二六月	一九九、二四〇円	一六五、八七〇円	二四一、八二〇円	一九六、五五〇円
二二七月	二〇〇、六四〇円	一六六、九〇〇円	二四三、四七〇円	一九七、七二〇円
二二八月	二〇二、〇四〇円	一六七、九三〇円	二四五、一二〇円	一九八、八八〇円
二二九月	二〇三、五二〇円	一六九、〇一〇円	二四六、七七〇円	二〇〇、〇四〇円
二三〇月	二〇五、〇〇〇円	一七〇、〇八〇円	二四八、四二〇円	二〇一、二〇〇円

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

二五九月	二五〇、〇七〇円	二〇二、三六〇円
二六〇月	二五一、七二〇円	二〇三、五三〇円
二六一月	二五三、三七〇円	二〇四、六九〇円
二六二月	二五五、〇二〇円	二〇五、八五〇円
二六三月	二五六、六七〇円	二〇七、〇一〇円
二六四月	二五八、三三〇円	二〇八、一八〇円
二六五月	二六〇、〇七〇円	二〇九、三九〇円
二六六月	二六一、八一〇円	二一〇、六〇〇円
二六七月	二六三、五六〇円	二一一、八一〇円
二六八月	二六五、三〇〇円	二一二、〇一〇円
二六九月	二六七、〇五〇円	二一四、二二〇円
二七〇月	二六八、七九〇円	二一五、四三〇円
二七一月	二七〇、五四〇円	二一六、六四〇円
二七二月	二七二、二八〇円	二一七、八五〇円
二七三月	二七四、〇三〇円	二一九、〇六〇円
二七四月	二七五、七七〇円	二二〇、二七〇円
二七五月	二七七、五一〇円	二二一、四八〇円
二七六月	二七九、二六〇円	二二二、六九〇円
二七七月	二八一、一〇〇円	二二三、九五〇円
二七八月	二八二、九五〇円	二二五、二一〇円
二七九月	二八四、七九〇円	二二六、四六〇円
二八〇月	二八六、六四〇円	二二七、七二〇円
二八一月	二八八、四八〇円	二二八、九八〇円
二八二月	二九〇、三二〇円	二三〇、二四〇円
二八三月	二九二、一七〇円	二三一、五〇〇円
二八四月	二九四、〇一〇円	二三一、七五〇円
二八五月	二九五、八六〇円	二三四、〇一〇円
二八六月	二九七、七〇〇円	二三五、二七〇円

二八七月	二九九、五五〇円	二三六、五三〇円
二八八月	三〇一、三九〇円	二三七、七九〇円
二八九月	三〇三、三四〇円	二三九、一〇〇円
二九〇月	三〇五、二九〇円	二四〇、四〇〇円
二九一月	三〇七、二四〇円	二四一、七二〇円
二九二月	三〇九、一九〇円	二四三、〇二〇円
二九三月	三一一、一四〇円	二四四、三三〇円
二九四月	三一三、〇九〇円	二四五、六四〇円
二九五月	三一五、〇四〇円	二四六、九五〇円
二九六月	三一六、九九〇円	二四八、二六〇円
二九七月	三一八、九四〇円	二四九、五七〇円
二九八月	三二〇、八九〇円	二五〇、八八〇円
二九九月	三二二、八四〇円	二五一、一九〇円
三〇〇月	三二四、七九〇円	二五三、四九〇円
三〇一月	三二六、六七〇円	二五四、八六〇円
三〇二月	三二八、五六〇円	二五六、二二〇円
三〇三月	三三〇、四四〇円	二五七、五八〇円
三〇四月	三三二、三三〇円	二五八、九四〇円
三〇五月	三三四、二二〇円	二六〇、三〇〇円
三〇六月	三三六、一〇〇円	二六一、六六〇円
三〇七月	三三七、九九〇円	二六三、〇三〇円
三〇八月	三三九、八七〇円	二六四、三九〇円
三〇九月	三四一、七六〇円	二六五、七五〇円
三一〇月	三四三、六四〇円	二六七、一一〇円
三一一月	三四五、五三〇円	二六八、四七〇円
三一二月	三四七、四一〇円	二六九、八四〇円
三一三月	三四九、〇四〇円	二七一、二五〇円
三一四月	三五〇、六六〇円	二七二、六七〇円

三五月	三五二、二八〇円	二七四、〇九〇円
三六月	三五三、九〇〇円	二七五、五〇〇円
三七月	三五五、五二〇円	二七六、九二〇円
三八月	三五七、一五〇円	二七八、三四〇円
三九月	三五八、七七〇円	二七九、七五〇円
三〇月	三六〇、三九〇円	二八一、一七〇円
三一月	三六一、〇一〇円	二八二、五九〇円
三二月	三六三、六三〇円	二八四、〇〇〇円
三三月	三六五、二五〇円	二八五、四二〇円
三四月	三六六、八八〇円	二八六、八四〇円
三五月	三六七、七七〇円	二八八、三一〇円
三六月	三六八、六七〇円	二八九、七八〇円
三七月	三六九、五七〇円	二九一、二六〇円
三八月	三七〇、四七〇円	二九一、七三〇円
三九月	三七一、三六〇円	二九四、二一〇円
三〇月	三七二、二六〇円	二九五、六八〇円
三一月	三七三、一六〇円	二九七、一五〇円
三二月	三七四、〇五〇円	二九八、六三〇円
三三月	三七四、九五〇円	三〇〇、一〇〇円
三四月	三七五、八五〇円	三〇一、五七〇円
三五月	三七六、七五〇円	三〇三、〇五〇円
三六月	三七七、六四〇円	三〇四、五二〇円
三七月	三七八、二七〇円	三〇六、〇六〇円
三八月	三七八、八九〇円	三〇七、五九〇円
三九月	三七九、五一〇円	三〇九、一二〇円
三〇月	三八〇、一三〇円	三一〇、六六〇円
三一月	三八〇、七五〇円	三一一、一九〇円
三二月	三八一、三七〇円	三一二、七二〇円

三四月	三八一、九九〇円	三一五、二六〇円
三五月	三八二、六二〇円	三一六、七九〇円
三六月	三八三、二四〇円	三一八、三二〇円
三七月	三八三、八六〇円	三一九、八六〇円
三八月	三八四、四八〇円	三二一、三九〇円
三九月	三八五、一〇〇円	三二二、九二〇円
三〇月	三八五、七〇〇円	三二四、五二〇円
三一月	三八六、三〇〇円	三二六、一一〇円
三二月	三八六、九〇〇円	三二七、七一〇円
三三月	三八七、五〇〇円	三二九、三〇〇円
三四月	三八八、一〇〇円	三三〇、九〇〇円
三五月	三八八、七〇〇円	三三一、四九〇円
三六月	三八九、三〇〇円	三三四、〇九〇円
三七月	三八九、九〇〇円	三三五、六九〇円
三八月	三九〇、五〇〇円	三三七、二八〇円
三九月	三九一、一〇〇円	三三八、八八〇円
三〇月	三九一、七〇〇円	三四〇、四七〇円
三一月	三九二、三〇〇円	三四一、〇七〇円
三二月	三九二、九〇〇円	三四三、七三〇円
三三月	三九三、五〇〇円	三四五、三九〇円
三四月	三九四、一〇〇円	三四七、〇四〇円
三五月	三九四、七〇〇円	三四八、七〇〇円
三六月	三九五、三〇〇円	三五〇、三六〇円
三七月	三九五、九〇〇円	三五二、〇二〇円
三八月	三九六、五〇〇円	三五三、六八〇円
三九月	三九七、一〇〇円	三五五、三四〇円
三〇月	三九七、七〇〇円	三五七、〇〇〇円
三一月	三九八、三〇〇円	三五八、六六〇円

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

官 報 (号 外)

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

三九八月	四一九、四八〇円	四〇七、九九〇円
三九七月	四一八、三三〇円	四〇六、二二〇円
三九六月	四一七、一六〇円	四〇四、二六〇円
三九五月	四一六、四一〇円	四〇二、四六〇円
三九四月	四一五、六五〇円	四〇〇、六六〇円
三九三月	四一四、八九〇円	三九八、八七〇円
三九二月	四一四、一四〇円	三九七、〇七〇円
三九一月	四一三、三八〇円	三九五、二七〇円
三九〇月	四一二、六二〇円	三九三、四八〇円
三八九月	四一一、八七〇円	三九一、六八〇円
三八八月	四一一、一一〇円	三八九、八九〇円
三八七月	四一〇、三五〇円	三八八、〇九〇円
三八六月	四〇九、六〇〇円	三八六、二九〇円
三八五月	四〇八、八四〇円	三八四、五〇〇円
三八四月	四〇八、〇八〇円	三八二、七〇〇円
三八三月	四〇七、四二〇円	三八〇、九七〇円
三八二月	四〇六、七六〇円	三七九、二五〇円
三八一月	四〇六、〇九〇円	三七七、五二〇円
三八〇月	四〇五、四三〇円	三七五、七九〇円
三七九月	四〇四、七七〇円	三七四、〇七〇円
三七八月	四〇四、一〇〇円	三七二、三四〇円
三七七月	四〇三、四四〇円	三七〇、六一〇円
三七六月	四〇二、七八〇円	三六八、八九〇円
三七五月	四〇二、一一〇円	三六七、一六〇円
三七四月	四〇一、四五〇円	三六五、四三〇円
三七三月	四〇〇、七九〇円	三六三、七一〇円
三七二月	四〇〇、一一〇円	三六一、九八〇円
三七一月	三九九、四七〇円	三六〇、三二〇円

三九九月	四二〇、六四〇円	四〇九、八六〇円
四〇〇月	四二一、八〇〇円	四一一、七三〇円
四〇一月	四二二、九六〇円	四一三、六〇〇円
四〇二月	四二四、一二〇円	四一五、四七〇円
四〇三月	四二五、二八〇円	四一七、三四〇円
四〇四月	四二六、四四〇円	四一九、二二〇円
四〇五月	四二七、六一〇円	四二一、〇七〇円
四〇六月	四二八、七七〇円	四二二、九四〇円
四〇七月	四二九、九三〇円	四二四、八一〇円
四〇八月	四三一、〇九〇円	四二六、六八〇円
四〇九月	四三二、六六〇円	四二八、六二〇円
四一〇月	四三四、二四〇円	四三〇、五七〇円
四一〇一月	四三五、八二〇円	四三一、五一〇円
四一〇二月	四三七、三九〇円	四三四、四六〇円
四一〇三月	四三八、九七〇円	四三六、四〇〇円
四一〇四月	四四〇、五五〇円	四三八、三五〇円
四一〇五月	四四二、一三〇円	四四〇、二九〇円
四一〇六月	四四三、七〇〇円	四四二、二三〇円
四一〇七月	四四五、二八〇円	四四四、一八〇円
四一〇八月	四四六、八六〇円	四四六、一二〇円
四一〇九月	四四八、四三〇円	四四八、〇七〇円
四一〇月	四五〇、〇一〇円	四五〇、〇一〇円
四一一月	四五二、〇二〇円	四五二、〇二〇円
四一二月	四五四、〇三〇円	四五四、〇三〇円
四一三三月	四五六、〇四〇円	四五六、〇四〇円
四一三四月	四五八、〇五〇円	四五八、〇五〇円
四一三五月	四六〇、〇六〇円	四六〇、〇六〇円
四一三六月	四六一、〇七〇円	四六一、〇七〇円

官 報 (号 外)

四二七月	四六四、〇七〇円	四六四、〇七〇円
四二八月	四六六、〇八〇円	四六六、〇八〇円
四二九月	四六八、〇九〇円	四六八、〇九〇円
四三〇月	四七〇、一〇〇円	四七〇、一〇〇円
四三一月	四七二、一一〇円	四七二、一一〇円
四三二月	四七四、一二〇円	四七四、一二〇円
四三三月	四七六、一三〇円	四七六、一三〇円
四三四月	四七八、一四〇円	四七八、一四〇円
四三五月	四八〇、一五〇円	四八〇、一五〇円
四三六月	四八二、一六〇円	四八二、一六〇円
四三七月	四八四、一七〇円	四八四、一七〇円
四三八月	四八六、一八〇円	四八六、一八〇円
四三九月	四八八、一九〇円	四八八、一九〇円
四四〇月	四九〇、二〇〇円	四九〇、二〇〇円
四四一月	四九二、二一〇円	四九二、二一〇円
四四二月	四九五、二二〇円	四九五、二二〇円
四四三月	四九七、二三〇円	四九七、二三〇円
四四四月	四九九、二四〇円	四九九、二四〇円
四四五月	五〇一、二五〇円	五〇一、二五〇円
四四六月	五〇三、二六〇円	五〇三、二六〇円
四四七月	五〇五、二七〇円	五〇五、二七〇円
四四八月	五〇七、二八〇円	五〇七、二八〇円
四四九月	五〇九、二九〇円	五〇九、二九〇円
四五〇月	五一〇、三〇〇円	五一〇、三〇〇円
四五一月	五一四、三一〇円	五一四、三一〇円
四五二月	五一六、三二〇円	五一六、三二〇円
四五三月	五一八、三三〇円	五一八、三三〇円
四五四月	五二〇、三四〇円	五二〇、三四〇円

四八〇月を超 える月数	算した金額	算した金額
四八〇月	五八〇、六〇〇円	五八〇、六〇〇円
四七九月	五七八、二五〇円	五七八、二五〇円
四七八月	五七五、九〇〇円	五七五、九〇〇円
四七七月	五七三、五五〇円	五七三、五五〇円
四七六月	五七一、二〇〇円	五七一、二〇〇円
四七五月	五六八、八五〇円	五六八、八五〇円
四七四月	五六六、五〇〇円	五六六、五〇〇円
四七三月	五六四、一五〇円	五六四、一五〇円
四七二月	五六一、八〇〇円	五六一、八〇〇円
四七一月	五五九、四五〇円	五五九、四五〇円
四七〇月	五五七、一〇〇円	五五七、一〇〇円
四六九月	五五四、七五〇円	五五四、七五〇円
四六八月	五五二、四〇〇円	五五二、四〇〇円
四六七月	五五〇、一三〇円	五五〇、一三〇円
四六六月	五四七、八七〇円	五四七、八七〇円
四六五月	五四五、六一〇円	五四五、六一〇円
四六四月	五四三、三五〇円	五四三、三五〇円
四六三月	五四一、〇九〇円	五四一、〇九〇円
四六二月	五三八、八三〇円	五三八、八三〇円
四六一月	五三六、五七〇円	五三六、五七〇円
四六〇月	五三四、三一〇円	五三四、三一〇円
四五九月	五三一、〇五〇円	五三一、〇五〇円
四五八月	五二九、七九〇円	五二九、七九〇円
四五七月	五二七、五三〇円	五二七、五三〇円
四五六月	五二五、二七〇円	五二五、二七〇円
四五五月	五二三、一〇〇円	五二三、一〇〇円

平成七年二月二十三日 衆議院会議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

(中小企業事業団法の一部改正)

第二条 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二十一条第一項第六号イ及びロを次のように改める。

イ 共済契約者(小規模企業共済法第二条第三項の共済契約者をいう。以下同じ。)

又は共済契約者であつた者のうち同法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた後解約手当金(同法第十二条第一項の解約手当金をいう。)の支給の請求をしていないもの。その者の事業に必要な資金及びその事業に関連する資金

ロ 会社、企業組合又は協業組合のうちその役員がその役員たる小規模企業者としての地位において共済契約(小規模企業共済法第二条第二項の共済契約をいう。)を締結しているもの。その会社、企業組合又は協業組合の事業に必要な資金

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第一条中小規模企業共済法第十六条の二の改正規定、第二条の規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

(施行前に共済事由等が生じた共済契約に係る経過措置)

第二条 この法律の施行前に効力を生じた第一条の規定による改正前の小規模企業共済法(以下「旧法」という。)第二条の三に規定する第一種共済契約(以下「旧第一種共済契約」という。)のうちこの法律の施行前に同条各号に掲げる事由が生じたもの及びこの法律の施行前に効力を生じた旧法第二条の四に規定する第二種共済契約(以下「旧第二種共済契約」という。)のうちこの法律の施行前に同条各号に掲げる事由が生じたものに係る旧法第九条第一項の共済金の額の算

定については、なお従前の例による。

2 前項の共済金を分割払の方法により支給する場合の旧法第九条の三の分割共済金の額及び旧法第九条の四の現価相当額の算定については、当該分割払の請求がこの法律の施行前に行われた場合に限り、なお従前の例による。

3 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行前に旧法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る解約手当金の額の算定については、なお従前の例による。
(旧第一種共済契約に係る区分共済金額等の特例)

第三条 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の小規模企業共済法(以下「新法」という。)第九条第一項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分共済金額(掛金区分(同条第二項の掛金区分をいう。以下同じ。))のうちこの法律の施行前における掛金月額の最高額(以下「旧最高掛金月額」という。))までを区分したものに係るものに限る。は、同条

第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからホまでに定める金額の合計額

イ 区分仮定共済金額に対し、その掛金区分に係る平成八年四月から新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、当該額に係るこの法律の施行後の運用の基礎となる利率として通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額(以下「脱退時区分仮定共済金額」という。)

ロ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、新法第九条第一項第

一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額

ハ 仮定共済金額(新法第九条第三項第二号ロの仮定共済金額をいう。以下同じ。))に、区分仮定共済金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から当該仮定共済金額に係る基準月(同号ロの基準月をいう。以下同じ。))までの掛金納付月数に相当する期間につき、この通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(以下「旧第一種仮定共済金額」という。))に、それぞれ当該基準月の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。))に係る支給率(同条第四項に規定する支給率をいう。以下同じ。))を乗じて得た金額の合計額(平成八年四月以後最初の基準月に係る部分を除く。)

ニ ロに定める金額に、脱退時区分仮定共済金額を加算して得た金額に、新法第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月(その掛金区分に係る平成八年四月以後の基準月がないときは、平成八年三月)における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

ホ その掛金区分に係る平成八年四月以後最初の基準月における旧第一種仮定共済金額に、当該基準月の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から平成八年三月における掛金納付月数を減じて得た月数(その月数が十二月を超えるときは、十二月)を十二で除して得た率を乗じて得た金額

2 前項第二号の区分仮定共済金額は、旧法別表第一又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る平成八年三月における掛金納付月数に及び、新法第九条第一項第一号に掲げる事由に係るものにあつては旧法別表第一の中欄に掲げる金額と新法別表の中欄に掲げる金額との差額を、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては旧法別表第一の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額をそれぞれ基準として、通商産業省令で定める金額とする。

3 旧第一種共済契約のうちこの法律の施行後に新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じたものに係る区分解約手当金額(掛金区分のうち旧最高掛金月額までを区分したものに係るものに限る。))については、新法第十二条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、それぞれ当該各号に定める金額を同項の金額とする。

一 三十六月未満 その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額

二 三十六月以上 次のイからホまでに定める金額の合計額(その額がその掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額に達しないときは、その合計額)

イ 区分仮定解約手当金差額に対し、その掛金区分に係る平成八年四月から新法第七条第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する月までの掛金納付月数に相当する期間につき、当該額に係るこの法律の施行後の運用の基礎となる利率として通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額(以下「脱退時区分仮定解約手当金差額」という。)

ロ 新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に及び、同表の下欄に掲げる金額に百分の八十を乗じて得た金額

ハ 仮定解約手当金額(新法第十二条第四項

第二号口の仮定期約手当金額をいう。以下同じ。に、区分仮定期約手当金額に対しその掛金区分に係る平成八年四月から当該仮定期約手当金額に係る基準月までの掛金納付月数に相当する期間につきイの通商産業大臣が定める利率を年利として複利による計算をして得た元利合計額を加算して得た金額(以下「旧第一種仮定期約手当金額」という。に、それぞれ当該基準月の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額の合計額(平成八年四月以後最初の基準月に係る部分を除く。)

二 ロに定める金額に、脱退時区分仮定期約手当金額を加算して得た金額に、新法第七條第四項各号に掲げる事由が生じた日の属する年度に係る支給率を乗じて得た金額に、その掛金区分に係る掛金納付月数から最後の基準月(その掛金区分に係る平成八年四月以後の基準月がないときは、平成八年三月)における掛金納付月数を減じて得た月数を十二で除して得た率を乗じて得た金額

新法第九條 第一項

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社等の解散)があつたとき(第七條第四項第一号及び第二号に掲げる場合を除く。)

一 事業の廃止(会社等の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつたとき。その会社等の解散)があつたとき。

係る当該基準月における掛金納付月数から平成八年三月における掛金納付月数を減じて得た月数(その月数が十二月を超えては、十二月)を十二で除して得た率を乗じて得た金額

4 前項第二号の区分仮定期約手当金額は、旧法別表第一又は新法別表の上欄に掲げる掛金区分に係る平成八年三月における掛金納付月数に依り、旧法別表第一の下欄に掲げる金額と新法別表の下欄に掲げる金額との差額に百分の八十を乗じて得た金額を基準として、通商産業省令で定める金額とする。

第四條 前條の規定は、この法律の施行後に効力を生じた共済契約についてこの法律の施行前に効力を生じた旧第一種共済契約に係る掛金納付月数を新法第十三條の規定により通算する場合に準用する。

(旧第一種共済契約に係る新法等の規定の適用についての統替規定)

第五條 この法律の施行前に効力を生じた旧第二種共済契約については、次の表の上欄に掲げる新法並びに附則第三條第一項及び第二項並びに前條の規定中同表の中欄に掲げる字句を、同表の下欄に掲げる字句と読み替えてこれらの規定を適用するほか、新法及び附則の規定の適用に關し必要な技術的統替は、政令で定める。

新法第九條 第三項第二号イ	別表	旧第一種共済契約	旧第一種共済契約
新法第九條 第三項第二号ロ	別表	旧第一種仮定共済金額	旧第一種仮定共済金額
新法第九條 第三項第一号	別表	旧第一種共済契約	旧第一種共済契約
新法第九條 第二号	別表	旧第一種共済契約	旧第一種共済契約
新法第十三條 第二項	共済契約を締結し	旧第一種共済契約	旧第一種共済契約
新法第十三條 第一項	共済契約者となり	旧第一種共済契約	旧第一種共済契約
附則第三條 第一項	新法別表	第九條第一項第一号	第九條第一項第一号又は第四号
附則第三條 第二項	新法別表	第九條第一項第一号	第九條第一項第一号又は第四号
附則第四條	新法別表	第九條第一項第一号又は第四号	第九條第一項第一号又は第四号

掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六十月に達したとき。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律(平成七年法律第...号)以下「改正法」という。附則

第一項第一号又は第四号

改正法附則別表

第一項第一号又は第四号

第二号又は第四号

旧第二種共済契約(改正法第一條の規定による改正前の小規模企業共済法第二條の四の規定の例による第二種共済契約をいう。次項において同じ。)の共済契約者となり

旧第二種共済契約を締結し

旧第二種共済契約

附則別表

第九條第一項第一号又は第四号

第九條第一項第一号

新法別表

第九條第一項第一号

共済契約者となり

共済契約を締結し

旧第一種共済契約

旧第一種共済契約

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

別表

一種仮定解約手当金額その他政令で定める金額の合計額として通商産業省令で定めるところにより算定した金額で除して得た率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとする。

(平成八年度に係る支給率)

第七条 平成八年四月一日を開始する年度に係る支給率の決定に関する手続は、前条の規定の施行前に行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附則別表(附則第五条関係)

三六月	一九、六九〇円	一八、六六〇円
三七月	二〇、二八〇円	一九、二〇〇円
三八月	二〇、八七〇円	一九、七四〇円
三九月	二一、四六〇円	二〇、二九〇円
四〇月	二二、〇五〇円	二〇、八三〇円
四一月	二二、六四〇円	二一、三八〇円
四二月	二三、二三〇円	二二、九二〇円
四三月	二三、八二〇円	二三、四六〇円
四四月	二四、四一〇円	二三、〇一〇円
四五月	二五、〇〇〇円	二三、五五〇円
四六月	二五、五九〇円	二四、一〇〇円
四七月	二六、一八〇円	二四、六四〇円
四八月	二六、七八〇円	二五、一九〇円
四九月	二七、三九〇円	二五、七四〇円

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第四号イ及び第三百十四条の二第一項第四号イ中「第一条の三に規定する第一種共済契約」を「第二条第二項に規定する共済契約(政令で定めるものを除く。)」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条第二項第一号中「第一条の三(第一種共済契約)」に規定する第一種共済契約を「第二条第二項(定義)に規定する共済契約(政令で定めるものを除く。)」に改める。

五〇月	二八、〇一〇円	二六、三〇〇円
五一月	二八、六一〇円	二六、八六〇円
五二月	二九、二四〇円	二七、四二〇円
五三月	二九、八五〇円	二七、九七〇円
五四月	三〇、四七〇円	二八、五三〇円
五五月	三一、〇八〇円	二九、〇九〇円
五六月	三一、七〇〇円	二九、六五〇円
五七月	三二、三二〇円	三〇、二〇〇円
五八月	三二、九三〇円	三〇、七六〇円
五九月	三三、五四〇円	三一、三二〇円
六〇月	三四、一六〇円	三一、八八〇円
六一月	三四、七九〇円	三二、五一〇円
六二月	三五、四三〇円	三三、一四〇円
六三月	三六、〇七〇円	三三、七七〇円
六四月	三六、七一〇円	三四、四〇〇円
六五月	三七、三五〇円	三五、〇三〇円
六六月	三七、九九〇円	三五、六六〇円
六七月	三八、六三〇円	三六、二九〇円
六八月	三九、二七〇円	三六、九二〇円
六九月	三九、九一〇円	三七、五五〇円
七〇月	四〇、五五〇円	三八、一八〇円
七一月	四一、一九〇円	三八、八一〇円
七二月	四一、八三〇円	三九、四四〇円
七三月	四二、四九〇円	四〇、〇四〇円
七四月	四三、一六〇円	四〇、六五〇円
七五月	四三、八二〇円	四一、二六〇円
七六月	四四、四九〇円	四一、八七〇円
七七月	四五、一五〇円	四二、四八〇円

平成七年二月二十三日 衆議院会議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

一〇五月	六四、五六〇円	六〇、一〇〇円
一〇四月	六三、八四〇円	五九、四五〇円
一〇三月	六三、一一〇円	五八、八〇〇円
一〇二月	六二、四〇〇円	五八、一六〇円
一〇一月	六一、六八〇円	五七、五一〇円
一〇〇月	六〇、九六〇円	五六、八六〇円
九九月	六〇、二四〇円	五六、二二〇円
九八月	五九、五二〇円	五五、五七〇円
九七月	五八、八〇〇円	五四、九二〇円
九六月	五八、〇九〇円	五四、二八〇円
九五月	五七、四〇〇円	五三、六五〇円
九四月	五六、七一〇円	五三、〇二〇円
九三月	五六、〇二〇円	五二、三九〇円
九二月	五五、三三〇円	五一、七七〇円
九一月	五四、六四〇円	五一、一四〇円
九〇月	五三、九五〇円	五〇、五一〇円
八九月	五三、二六〇円	四九、八八〇円
八八月	五一、五七〇円	四九、二六〇円
八七月	五一、八八〇円	四八、六三〇円
八六月	五一、一九〇円	四八、〇〇〇円
八五月	五〇、五〇〇円	四七、三七〇円
八四月	四九、八一〇円	四六、七五〇円
八三月	四九、一四〇円	四六、一四〇円
八二月	四八、四八〇円	四五、五三〇円
八一月	四七、八一〇円	四四、九二〇円
八〇月	四七、一五〇円	四四、三一〇円
七九月	四六、四八〇円	四三、七〇〇円
七八月	四五、八二〇円	四三、〇九〇円

一〇六月	六五、二八〇円	六〇、七四〇円
一〇七月	六六、〇〇〇円	六一、三九〇円
一〇八月	六六、七二〇円	六一、〇四〇円
一〇九月	六七、四六〇円	六一、七〇〇円
一〇月	六八、二〇〇円	六三、三七〇円
一一月	六八、九五〇円	六四、〇四〇円
一二月	六九、七〇〇円	六四、七〇〇円
一二月	七〇、四四〇円	六五、三七〇円
一二月	七一、一九〇円	六六、〇四〇円
一二月	七一、九四〇円	六六、七〇〇円
一二月	七二、六八〇円	六七、三七〇円
一二月	七三、四三〇円	六八、〇四〇円
一二月	七四、一七〇円	六八、七〇〇円
一二月	七四、九二〇円	六九、三七〇円
一二月	七五、六七〇円	七〇、〇四〇円
一二月	七六、四四〇円	七〇、八三〇円
一二月	七七、二〇〇円	七一、六三〇円
一二月	七八、〇〇〇円	七二、四三〇円
一二月	七八、七八〇円	七三、二三〇円
一二月	七九、五五〇円	七四、〇三〇円
一二月	八〇、三三〇円	七四、八三〇円
一二月	八一、一一〇円	七五、六二〇円
一二月	八一、八九〇円	七六、四二〇円
一二月	八二、六六〇円	七七、二二〇円
一二月	八三、四四〇円	七八、〇二〇円
一二月	八四、二二〇円	七八、八二〇円
一二月	八五、〇〇〇円	七九、六二〇円
一二月	八五、八〇〇円	八〇、三三〇円

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

一三四月	八六、六一〇円	八一、〇八〇円	一六二月	一一〇、〇二〇円	一〇三、二〇〇円
一三五月	八七、四二〇円	八一、八一〇円	一六三月	一一〇、八九〇円	一〇二、九八〇円
一三六月	八八、二三〇円	八二、五五〇円	一六四月	一一一、七六〇円	一〇三、七六〇円
一三七月	八九、〇三〇円	八三、二八〇円	一六五月	一一二、六三〇円	一〇四、五五〇円
一三八月	八九、八四〇円	八四、〇一〇円	一六六月	一一三、五〇〇円	一〇五、三三〇円
一三九月	九〇、六五〇円	八四、七四〇円	一六七月	一一四、三七〇円	一〇六、一一〇円
一四〇月	九一、四六〇円	八五、四八〇円	一六八月	一一五、二五〇円	一〇六、九〇〇円
一四一月	九二、二六〇円	八六、二二〇円	一六九月	一一六、一六〇円	一〇七、七一〇円
一四二月	九三、〇七〇円	八六、九四〇円	一七〇月	一一七、〇七〇円	一〇八、五二〇円
一四三月	九三、八八〇円	八七、六七〇円	一七一月	一一七、九八〇円	一〇九、三三〇円
一四四月	九四、六九〇円	八八、四一〇円	一七二月	一一八、八九〇円	一一〇、一四〇円
一四五月	九五、五三〇円	八九、一六〇円	一七三月	一一九、八〇〇円	一一〇、九五〇円
一四六月	九六、三七〇円	八九、九二〇円	一七四月	一二〇、七一〇円	一一一、七六〇円
一四七月	九七、二一〇円	九〇、六八〇円	一七五月	一二一、六二〇円	一一二、五七〇円
一四八月	九八、〇五〇円	九一、四四〇円	一七六月	一二二、五三〇円	一一三、三八〇円
一四九月	九八、八九〇円	九二、一九〇円	一七七月	一二三、四四〇円	一一四、一九〇円
一五〇月	九九、七四〇円	九三、九五〇円	一七八月	一二四、三五〇円	一一五、〇〇〇円
一五一月	一〇〇、五八〇円	九三、七一〇円	一七九月	一二五、二六〇円	一一五、八一〇円
一五二月	一〇一、四二〇円	九四、四七〇円	一八〇月	一二六、一七〇円	一一六、六二〇円
一五三月	一〇二、二六〇円	九五、二二〇円	一八一月	一二七、一〇〇円	一一七、四五〇円
一五四月	一〇三、一〇〇円	九五、九八〇円	一八二月	一二八、〇五〇円	一一八、二九〇円
一五五月	一〇三、九四〇円	九六、七四〇円	一八三月	一二八、九九〇円	一一九、一三〇円
一五六月	一〇四、七九〇円	九七、五〇〇円	一八四月	一二九、九四〇円	一一九、九七〇円
一五七月	一〇五、六六〇円	九八、二八〇円	一八五月	一三〇、八八〇円	一二〇、八〇〇円
一五八月	一〇六、五三〇円	九九、〇六〇円	一八六月	一三一、八二〇円	一二一、六四〇円
一五九月	一〇七、四〇〇円	九九、八五〇円	一八七月	一三一、七六〇円	一二二、四八〇円
一六〇月	一〇八、二七〇円	一〇〇、六三〇円	一八八月	一三三、七一〇円	一二三、三二〇円
一六一月	一〇九、一四〇円	一〇一、四一〇円	一八九月	一三四、六五〇円	一二四、一五〇円

官 報 (号 外)

平成七年二月二十三日 衆議院會議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

一九〇月	一三五、五九〇円	一二四、九九〇円
一九一月	一三六、五三〇円	一二五、八三〇円
一九二月	一三七、四八〇円	一二六、六七〇円
一九三月	一三八、四六〇円	一二七、五三〇円
一九四月	一三九、四五〇円	一二八、四〇〇円
一九五月	一四〇、四四〇円	一二九、二六〇円
一九六月	一四一、四二〇円	一三〇、一三〇円
一九七月	一四二、四一〇円	一三〇、九九〇円
一九八月	一四三、四〇〇円	一三一、八六〇円
一九九月	一四四、三八〇円	一三一、七二〇円
二〇〇月	一四五、三七〇円	一三三、五九〇円
二〇一月	一四六、三六〇円	一三四、四五〇円
二〇二月	一四七、三四〇円	一三五、三二〇円
二〇三月	一四八、三三〇円	一三六、一八〇円
二〇四月	一四九、三二〇円	一三七、〇五〇円
二〇五月	一五〇、三四〇円	一三七、九四〇円
二〇六月	一五一、三六〇円	一三八、八四〇円
二〇七月	一五二、三九〇円	一三九、七三〇円
二〇八月	一五三、四一〇円	一四〇、六三〇円
二〇九月	一五四、四四〇円	一四一、五二〇円
二一〇月	一五五、四六〇円	一四二、四二〇円
二一一月	一五六、四八〇円	一四三、三二〇円
二一二月	一五七、五一〇円	一四四、二二〇円
二一三月	一五八、五三〇円	一四五、一〇〇円
二一四月	一五九、五六〇円	一四六、〇〇〇円
二一五月	一六〇、五八〇円	一四六、八九〇円
二一六月	一六一、六一〇円	一四七、七九〇円
二一七月	一六二、六七〇円	一四八、七二〇円

二一八月	一六三、七三〇円	一四九、六四〇円
二一九月	一六四、七九〇円	一五〇、五六〇円
二二〇月	一六五、八五〇円	一五一、四九〇円
二二一月	一六六、九一〇円	一五二、四一〇円
二二二月	一六七、九八〇円	一五三、三四〇円
二二三月	一六九、〇四〇円	一五四、二七〇円
二二四月	一七〇、一〇〇円	一五五、一九〇円
二二五月	一七一、一六〇円	一五六、二二〇円
二二六月	一七二、二二〇円	一五七、〇四〇円
二二七月	一七三、二八〇円	一五七、九七〇円
二二八月	一七四、三五〇円	一五八、九〇〇円
二二九月	一七五、四二〇円	一五九、八五〇円
二三〇月	一七六、五〇〇円	一六〇、八一〇円
二三一月	一七七、六五〇円	一六一、七七〇円
二三二月	一七八、七五〇円	一六二、七二〇円
二三三月	一七九、八五〇円	一六三、六八〇円
二三四月	一八〇、九五〇円	一六四、六四〇円
二三五月	一八一、〇五〇円	一六五、五九〇円
二三六月	一八三、一五〇円	一六六、五五〇円
二三七月	一八四、二五〇円	一六七、五一〇円
二三八月	一八五、三五〇円	一六八、四六〇円
二三九月	一八六、四五〇円	一六九、四二〇円
二四〇月	一八七、五五〇円	一七〇、三八〇円
二四一月	一八八、六七〇円	一七一、九一〇円
二四二月	一八九、七九〇円	一七三、四四〇円
二四三月	一九〇、九一〇円	一七四、九七〇円
二四四月	一九二、〇三〇円	一七六、五〇〇円
二四五月	一九三、一五〇円	一七八、〇三〇円

二七三月	二二六、九〇〇円	二二二、〇二〇円	二七四月	二二八、一五〇円	二二二、一五〇円
二七二月	二二五、六五〇円	二二〇、八九〇円	二七五月	二二九、四〇〇円	二二四、二八〇円
二七一月	二二四、四〇〇円	二〇九、七六〇円	二七六月	二二七、七五〇円	二二五、四二〇円
二七〇月	二二三、一五〇円	二〇八、六三〇円	二七七月	二二六、六三〇円	二二六、五九〇円
二六九月	二二一、九〇〇円	二〇七、五〇〇円	二七八月	二二五、八七〇円	二二七、七六〇円
二六八月	二二〇、六五〇円	二〇六、三七〇円	二七九月	二二四、四六〇円	二二八、九三〇円
二六七月	二一九、四〇〇円	二〇五、二四〇円	二八〇月	二二三、二二〇円	二二〇、一一〇円
二六六月	二一八、一五〇円	二〇四、一一〇円	二八一月	二二二、〇〇〇円	二二一、二八〇円
二六五月	二一六、九〇〇円	二〇二、九八〇円	二八二月	二二〇、二二〇円	二二一、二八〇円
二六四月	二一五、六六〇円	二〇一、八五〇円	二八三月	二一九、八八〇円	二二二、四五〇円
二六三月	二一四、四三〇円	二〇〇、七五〇円	二八四月	二一八、八〇〇円	二二四、八〇〇円
二六二月	二一三、二一〇円	一九九、六六〇円	二八五月	二一七、五四〇円	二二三、六一〇円
二六一月	二一一、九九〇円	一九八、五七〇円	二八六月	二一六、三三〇円	二二七、一四〇円
二六〇月	二一〇、七七〇円	一九七、四八〇円	二八七月	二一五、一三〇円	二二八、三一〇円
二五九月	二〇九、五五〇円	一九六、三九〇円	二八八月	二一四、〇一〇円	二二九、四九〇円
二五八月	二〇八、三三〇円	一九五、三〇〇円	二八九月	二一三、〇一〇円	二三〇、七〇〇円
二五七月	二〇七、一〇〇円	一九四、二一〇円	二九〇月	二一二、〇一〇円	二三一、九二〇円
二五六月	二〇五、八八〇円	一九三、一二〇円	二九一月	二一一、三八〇円	二三二、三五〇円
二五五月	二〇四、六六〇円	一九二、〇三〇円	二九二月	二一〇、〇一〇円	二三三、一三〇円
二五四月	二〇三、四四〇円	一九〇、九四〇円	二九三月	二〇九、〇一〇円	二三四、三五〇円
二五三月	二〇二、二二〇円	一八九、八五〇円	二九四月	二〇八、〇一〇円	二三五、五六〇円
二五二月	二〇一、〇〇〇円	一八八、七六〇円	二九五月	二〇七、〇一〇円	二三六、七八〇円
二五一月	一九九、八七〇円	一八七、二二〇円	二九六月	二〇六、〇一〇円	二三七、〇〇〇円
二五〇月	一九八、七五〇円	一八五、六九〇円	二九七月	二〇五、〇一〇円	二三八、〇〇〇円
二四九月	一九七、六三〇円	一八四、一六〇円	二九八月	二〇四、〇一〇円	二三九、二二〇円
二四八月	一九六、五一〇円	一八二、六三〇円	二九九月	二〇三、〇一〇円	二四〇、四三〇円
二四七月	一九五、三九〇円	一八一、一〇〇円	三〇〇月	二〇二、〇一〇円	二四一、八六〇円
二四六月	一九四、二七〇円	一七九、五七〇円	三〇一月	二〇一、〇一〇円	二四二、〇八〇円

官 報 (号 外)

三〇二月	二六五、一七〇円	二四六、六〇〇円	三三〇月	三〇五、三九〇円	二八三、〇四〇円
三〇三月	二六六、五七〇円	二四七、八六〇円	三三一月	三〇六、九三〇円	二八四、四〇〇円
三〇四月	二六七、九七〇円	二四九、一二〇円	三三二月	三〇八、四七〇円	二八五、七五〇円
三〇五月	二六九、三七〇円	二五〇、三八〇円	三三三月	三一〇、〇二〇円	二八七、一一〇円
三〇六月	二七〇、七七〇円	二五一、六四〇円	三三四月	三一、五六〇円	二八八、四六〇円
三〇七月	二七二、一七〇円	二五一、九〇〇円	三三五月	三一三、一〇〇円	二八九、八二〇円
三〇八月	二七三、五七〇円	二五四、一六〇円	三三六月	三一四、六五〇円	二九一、一八〇円
三〇九月	二七四、九七〇円	二五五、四二〇円	三三七月	三一六、二一〇円	二九二、五八〇円
三〇十月	二七六、三七〇円	二五六、六八〇円	三三八月	三一七、七七〇円	二九三、九九〇円
三〇十一月	二七七、七七〇円	二五七、九四〇円	三三九月	三一九、三三〇円	二九五、四〇〇円
三〇十二月	二七九、一七〇円	二五九、二一〇円	三四〇月	三二〇、九〇〇円	二九六、八〇〇円
三〇一月	二八〇、五八〇円	二六〇、五一〇円	三四一月	三二一、四六〇円	二九八、二一〇円
三〇二月	二八一、九九〇円	二六一、八二〇円	三四二月	三二四、〇二〇円	二九九、六二〇円
三〇三月	二八三、四一〇円	二六三、一三〇円	三四三月	三二五、五八〇円	三〇一、〇二〇円
三〇四月	二八四、八二〇円	二六四、四四〇円	三四四月	三二七、一五〇円	三〇二、四三〇円
三〇五月	二八六、二三〇円	二六五、七五〇円	三四五月	三二八、七二〇円	三〇三、八四〇円
三〇六月	二八七、六五〇円	二六七、〇六〇円	三四六月	三三〇、二七〇円	三〇五、二四〇円
三〇七月	二八九、〇六〇円	二六八、三六〇円	三四七月	三三一、八三〇円	三〇六、六五〇円
三〇八月	二九〇、四七〇円	二六九、六七〇円	三四八月	三三三、四〇〇円	三〇八、〇六〇円
三〇九月	二九一、八九〇円	二七〇、九八〇円	三四九月	三三五、〇七〇円	三〇九、五一〇円
三〇十月	二九三、三〇〇円	二七二、二九〇円	三四〇月	三三六、七四〇円	三一〇、九七〇円
三〇十一月	二九四、七一〇円	二七三、六〇〇円	三四一月	三三八、四一〇円	三一二、四三〇円
三〇十二月	二九六、一三〇円	二七四、九一〇円	三四二月	三四〇、〇八〇円	三一三、八九〇円
三〇一月	二九七、六七〇円	二七六、二六〇円	三四三月	三四一、七五〇円	三一五、三五〇円
三〇二月	二九九、二一〇円	二七七、六二〇円	三四四月	三四三、四二〇円	三一六、八一〇円
三〇三月	三〇〇、七六〇円	二七八、九七〇円	三四五月	三四五、〇九〇円	三一八、二六〇円
三〇四月	三〇一、三〇〇円	二八〇、三三〇円	三四六月	三四六、七六〇円	三一九、七二〇円
三〇五月	三〇三、八四〇円	二八一、六八〇円	三四七月	三四八、四三〇円	三二一、一八〇円

平成七年二月二十三日 衆議院会議録第九号 小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円
三三〇月	三五〇、一〇〇円	三三二、六四〇円

理由

最近における社会経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の安定と一層の充実を図るため、共済金の額を、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定める金額に金利の変動に応じて算定する金額を加えた金額とするとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済事情の変化に対応し、小規模企業共済制度の安定と一層の充実を図るため、共済金の額を、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定める金額に金利の変動に応じて算定する金額を加えた金額とするとともに、共済契約者に対する貸付制度を拡充する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 小規模企業共済法の一部改正

(一) 共済金等の額の改正

(1) 共済金及び共済契約者に一定の事由が生じたことにより解除されたものとみなされる場合に支給される解約手当金の額は、掛金月額及び掛金納付月数に応じて定める金額(基本共済金)に金利の変動に応じて算出する金額(付加共済金)を加えた金額とする。

(2) 分割共済金の算定の基礎となる利率を一定の利率に通商産業大臣の定める利率を加えて得た利率とする。

(二) 掛止め制度の導入

共済契約者は、一定の場合に、掛金を納付しないことができるものとする。

(三) 第二種共済制度の廃止

第二種共済契約制度を廃止し、この法律の施行前に締結された第二種共済契約については、引き続き効力を有するものとする。

2 中小企業事業団法の一部改正

中小企業事業団は、共済契約者又は共済契

約者であった者のうち解約事由発生後解約手当金の支給の請求をしていないものに対し、その者の事業に必要な資金及びその事業に関する資金の貸付を行うものとする。

3 施行期日等

(一) この法律は平成八年四月一日から施行する。ただし、共済契約者又は共済契約者であった者の事業に関連する資金や創業・転業のための資金を還元融資の対象に追加する規定等については公布の日から施行するものとする。

(二) この法律の施行前に共済契約者となった者に対する共済金の算定等に関する経過措置を定める。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済事情の変化に対応して小規模企業共済制度の安定と一層の充実を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成七年度一般会計予算に、中小企業対策費中、改正制度の周知及びコンピュータ・システム開発等に要する経費として中小企業事業団補助金二十五億四千二百七十八万四千円、契約者向け貸付制度の充実等に要する経費として中小企業事業団出資金三十億円、合計五十五億四千二百七十八万四千円が計上されている。

平成七年二月二十一日

商工委員長 白川 勝彦

衆議院議長 土井たか子殿

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月三日

内閣総理大臣 村山 富市

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第一条 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中(第九条・第十条)を(第九条―第十条の二)に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第一条中「特定不況業種に属する」を「特定不況業種及び特定雇用調整業種に属する」に改め、「現に多数の離職者が発生していること及び今後とも」を削り、「発生すること」を「発生する等の雇用量の減少」に改め、「かんがみ、特定

不況業種」の下に「及び特定雇用調整業種」を加える。

第二条第一項第一号中「併い」の下に「一時に」を加え、「減少しており、又は」を削り、同項第四号中「事業所以外」を「事業所及び特定雇用調整業種に係る事業所(第四号に規定する業として行われる製造、修理その他の行為に係る事業所を含む。以下同じ。以外)」に改め、「特定不況業種」の下に「又は特定雇用調整業種」を加え、同号を同項第六号とし、同項第三号中「前号」を「第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 特定雇用調整業種事業主 特定雇用調整業種に属する事業の事業主(当該事業主の行う特定雇用調整業種に属する事業)に当該事業主又はこれに準ずる者として政令で定める者から委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う者で労働省令で定めるものを含む。)をいう。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 特定雇用調整業種 内外の経済的事情の著しい変化により、その業種に属する事業分野において、製品又は役務の供給が相当程度減少しており、かつ、その状態から長期にわたり回復しないことが見込まれることに伴い雇用量が相当程度減少しており、

又は減少するおそれがあると認められる業種であつて、当該業種に係る事業所に雇用されている労働者等に関し第二章及び第三章で定める特別の措置を講ずる必要があるもの(特定不況業種に該当する業種を除く。)として労働大臣が指定する業種をいう。

第二条第二項に後段として次のように加える。
この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。
第二条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号の規定による指定は、第二章及び第三章で定める特別の措置を講ずべき期間を付してするものとする。この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

第二条第四項中「とき」の下に「及び同項第二号の指定をしようとするとき」を加え、同条第五項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改める。

第三条第一項中「特定不況業種事業主」の下に「若しくは特定雇用調整業種事業主(以下「特定不況業種等事業主」という。))を、「係る事業所」の下に「若しくは特定雇用調整業種に係る事業所(以下「特定不況業種等事業所」と

いう。))を加え、同条第二項中「事業主団体」の下に「又は特定雇用調整業種事業主及び当該特定雇用調整業種に係る事業主団体」を、「当該特定不況業種事業主」の下に「又は当該特定雇用調整業種事業主」を加える。
第四条第一項中「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、「その他特定不況業種」の下に「及び特定雇用調整業種」を、「促進」の下に「能力の開発及び向上」を加える。

第六条の前の見出し中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第一項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に、「当該特定不況業種等事業所」に改め、同条第二項及び第三項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第四項中「事業主」を「特定不況業種等事業主」に改め、同条第五項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に改める。

第七条第一項中「特定不況業種事業主」を「特定不況業種等事業主」に、「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に、「当該事業所」を「当該特定不況業種等事業所」に改める。
第八条第一項中「第二項第一項第四号」を「第二項第一項第六号」に改める。

第九条を次のように改める。
(失業の予防、雇用機会の増大等のための助成及び援助)

第九条 政府は、特定不況業種等事業所若しくは特例事業所に雇用されている労働者(以下この項において「援助対象労働者」という。))又は特定不況業種離職者に関し、失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るため、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として、次に掲げる助成及び援助を行うものとする。

- 一 援助対象労働者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定を図るために必要な措置について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 二 第六条第三項若しくは第七条第一項の規定による認定を受けた雇用維持等計画又は前条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する計画(第十条の二において「認定計画」と総称する。)に基づき、援助対象労働者に関し、事業の転換による雇用機会の確保、職業の転換のために必要な教育訓練の実施その他の失業の予防並びに能力の開発及び向上に特に資すると認められる措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、援助対象労働者又は特定不況業種離職者の失業の予防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

第十条第一項中「前条第二項」を「前条第一項第二号」に改める。

第三章中第十条の次に次の一条を加える。

(雇用促進事業団の行う職業訓練施設に係る資金の貸付け等)

第十条の二 雇用促進事業団は、特定不況業種等事業所又は特例事業所に雇用されていた労働者(認定計画に係るものに限る。)を雇い入れた事業主であつて、当該労働者の雇用の安定を図るために必要な職業訓練を実施するための職業訓練施設を設置し、又は整備するものに対して、雇用促進事業団法第十九条第三項に規定する業務として、必要な資金の貸付けを行うものとする。この場合において、その貸付けの条件については、特別の配慮をするものとする。

2 雇用促進事業団は、通常通勤することができる地域内に所在する事業所に雇用される労働者であつて、認定計画に基づき当該事業所以外の事業所に雇用されることとなることにより、宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認めるものに、雇用促進事業団法第十九条第一項第三号の宿舍を貸与することができる。この場合においては、同条第五項の規定は、適用しない。

(雇用促進事業団法の一部改正)
第二条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第十一条第一項本文を次のように改める。
理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。
第十九条第一項第十号の次に次の一号を加える。
十の二 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)
第九条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を行うこと。
第十九条第二項中「第六十三号」を「第六十二条の規定による雇用安定事業、同法第六十三条」に改める。

第十四条第一項中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に改める。
第二十六条を第二十七条とする。
第二十五条中「第二条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第三項」を「これら」に改め、同条を第二十六条とする。
第二十四条第二項中「特定不況業種に係る事業所」を「特定不況業種等事業所」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(連絡及び協力)

第二十五条 労働大臣及び関係行政機関の長は、特定不況業種等事業所に雇用される労働者等の失業の予防、再就職の促進等が円滑に行われるよう、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。
附則第十條中「昭和七十年六月三十日」を「平成十三年六月三十日」に改める。

第二十四条第一項中「次項」を「この条」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 事業団は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。
第三十九条及び第四十条中「三万円」を「二十万円」に改める。
第四十一条中「一万円」を「十万円」に改める。
附則
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行

(施行期日)

する。ただし、第一条中特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法附則第十条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に雇用促進事業団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(船員保険法の一部改正)
第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第三十三条ノ十二ノ三第一項第一号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に改める。

(雇用保険法の一部改正)
第四条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。
第二十二條の二第一項第一号中「第二条第一項第三号」を「第二条第一項第五号」に改める。
(駐留軍関係離職者等臨時措置法等の一部改正)
第五条 次に掲げる法律の規定中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に改める。

一 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)第十八条第六項
二 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)第三十六條第一項

三 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十八条第三項

四 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)第四十四条第五項

五 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法(平成元年法律第六十号)第十一条

六 中小企業における労働力の確保のための雇
用管理の改善の促進に関する法律(平成三年
法律第五十七号)第八条第二項

七 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法
律(平成四年法律第六十三号)第三十二条第二
項

八 旧日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有
鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する
特別措置法(昭和六十一年法律第九十一号)附
則第五条の規定によりなおその効力を有する
ものとされる同法第三十四条第四項

理由

最近における内外の経済的事情の著しい変化に
より、雇用調整を余儀なくされている業種に係る
労働者等の雇用の安定を図るため、特定不況業種
等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の
廃止期限を延長するほか、特定不況業種に係る労
働者の雇用の安定のための措置の充実を図ると
もに、新たに特定雇用調整業種に係る労働者を当
該措置の対象とする等の必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に
関する特別措置法及び雇用促進事業団法の
一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

議案の目的及び要旨

本案は、最近における内外の経済的事情の著
しい変化により、雇用調整を余儀なくされてい
る業種に係る労働者等の雇用の安定を図るた
め、特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に
関する特別措置法の廃止期限を延長するほか、
特定不況業種に係る労働者の雇用の安定のため
の措置の充実を図るともに、新たに特定雇用
調整業種に係る労働者を当該措置の対象とする
等の措置を講じようとするもので、その要旨は
次のとおりである。

1 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に
関する特別措置法の一部改正

(一) 本法の廃止期限を六年間延長し、平成十
三年六月三十日までとするものとするこ
と。

(二) 従来からの「特定不況業種」に加え、内外
の経済的事情の著しい変化により、その製
品や役務の供給が相当程度減少しており、
その状態から長期にわたり回復しないこと
が見込まれることに伴い雇用量が相当程度
減少しており、又は減少するおそれがある

業種を「特定雇用調整業種」として労働大臣
が指定するものとする。

(三) 特定不況業種及び特定雇用調整業種に係
る事業主の雇用する労働者等の失業の予
防、雇用機会の増大その他の雇用の安定並
びに能力の開発及び向上を図るため、事業
主その他の関係者に対して相談その他の援
助を行うとともに、公共職業安定所長の認
定を受けた計画に基づいて、事業の転換に
よる雇用機会の確保等の措置を講ずる事業
主等に対し、必要な助成及び援助を行うも
のとする。

2 雇用促進事業団法の一部改正

1 (三)の助成及び援助に係る事業の一部を
雇用促進事業団の業務に加えるものとするこ
と。

3 施行期日

平成七年七月一日から施行するものとする
こと。ただし、1 (一)については、公布の日
から施行するものとする。

二 議案の可決理由

最近における内外の経済的事情の著しい変化
により、雇用調整を余儀なくされている業種に
係る労働者等の雇用の安定を図るために必要な
措置を講ずることは、時宜に適するものと認
め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度労働保険特別会計(労働省所管)の

雇用勘定において、三十八億四千六十六万九千
円が計上されている。

平成七年二月二十二日
右報告する。

労働委員長 笹山 登生
衆議院議長 土井たか子殿

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 富市

労働者災害補償保険法等の一部を改正する
法律

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法
律第五十号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「五月、八月及び十一月の四
期」を「四月、六月、八月、十月及び十二月の六
期」に改める。

第十二条の八第一項に次の一号を加える。

七 介護補償給付

第十二条の八第二項中「傷病補償年金」の下に
「及び介護補償給付」を加え、同条に次の一項を
加える。

介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であつて労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第三十条に規定する身体障害者療護施設その他これに準ずる施設として労働大臣が定めるものに入所している間
二 病院又は診療所に入院している間
第十六条の二第一項第二号中「未満である」を「」に連する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同項第三号中「未満」を「」に連する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第十六条の四第一項第五号中「連した」の下に「日以後の最初の三月三十一日が終了した」を加え、同項第六号中「未満である」を「」に連する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。
第十九条の二 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は

随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して労働大臣が定める額とする。
第二十一条に次の一号を加える。
七 介護給付

第三章第三節中第二十二條の七を第二十二條の八とし、第二十二條の六の次に次の一条を加える。
第二十二條の七 介護給付は、障害年金又は傷病年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害年金又は傷病年金の支給事由となる障害であつて第十二條の八第四項の労働省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けているときに、当該介護を受けている間(次に掲げる間を除く。)、当該労働者に対し、その請求に基づいて行う。

一 身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設その他第十二條の八第四項第一号の労働大臣が定める施設に入所している間
二 病院又は診療所に入院している間
第十九条の二の規定は、介護給付について準用する。

第二十三条第一項第二号中「療養生活の援護」の下に、「被災労働者の受ける介護の援護」を加える。

第二十七條第一号中「除く。」の下に「第七号において「特定事業」という。」を加え、同条第七号中「者」の下に「(当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。)」を加える。
第四十二條中「葬祭料」の下に、「介護補償給付」を加え、「及び葬祭給付」を、「葬祭給付及び介護給付」に改める。

第五十一條中「五万円」を「三十万円」に改める。
第五十三條中「三万円」を「二十万円」に改める。
別表第一遺族補償年金の項中「一九三三分を「二〇一一分」に、「二二二二分を「二三三三分」に、「四人」を「四人以上」に、「二三〇日分」を「二四五日分」に改め、第五号を削る。

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第十二條の次に次の一条を加える。
(労災保険率の特例)

第十二條の二 前条第三項の場合において、労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業主が、連続する三保険年度中のいずれかの保険年度においてその事業に使用する労働者の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。

第十五條第一項及び第十九條第一項から第三項までの規定中「四十五日」を「五十日」に改める。
第三条 船員保険法の一部改正
(船員保険法の一部改正)

目次中「障害年金及障害手当金」を「障害年金、障害手当金及介護料」に改める。
第五條第一項中「失業等給付」の下に、「介護料」を加える。
第五節 障害年金及障害手当金」を「第五節 障害年金、障害手当金及介護料」に改める。
第四十六條から第四十九條までを次のように改める。
第四十六條 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有

の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。

第十五條第一項及び第十九條第一項から第三項までの規定中「四十五日」を「五十日」に改める。
第三条 船員保険法の一部改正
(船員保険法の一部改正)

目次中「障害年金及障害手当金」を「障害年金、障害手当金及介護料」に改める。
第五條第一項中「失業等給付」の下に、「介護料」を加える。
第五節 障害年金及障害手当金」を「第五節 障害年金、障害手当金及介護料」に改める。
第四十六條から第四十九條までを次のように改める。
第四十六條 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有

の安全又は衛生を確保するための措置で労働省令で定めるものを講じたときであつて、当該措置が講じられた保険年度のいずれかの保険年度の次の保険年度の初日から六箇月以内に、当該事業に係る労災保険率につきこの条の規定の適用を受けようとする旨その他労働省令で定める事項を記載した申告書を提出しているときは、当該連続する三保険年度中の最後の保険年度の次の次の保険年度の同項の労災保険率については、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の四十五」として、同項の規定を適用する。

第十五條第一項及び第十九條第一項から第三項までの規定中「四十五日」を「五十日」に改める。
第三条 船員保険法の一部改正
(船員保険法の一部改正)

目次中「障害年金及障害手当金」を「障害年金、障害手当金及介護料」に改める。
第五條第一項中「失業等給付」の下に、「介護料」を加える。
第五節 障害年金及障害手当金」を「第五節 障害年金、障害手当金及介護料」に改める。
第四十六條から第四十九條までを次のように改める。
第四十六條 障害年金ノ支給ヲ受クル権利ヲ有

スル者ガ其ノ受クル権利ヲ有スル障害年金ノ支給事由タル障害ニシテ命令ヲ以テ定ムル程度ノモノニ因リ常時又ハ随時介護ヲ要スル状態ニ在リ且常時又ハ随時介護ヲ受クルトキハ当該介護ヲ受クル期間(左ニ掲グル期間ヲ除ク)其ノ者ニ対シ介護料ヲ支給ス

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第三十条ニ規定スル身体障害者療護施設其ノ他之ニ準ズル施設トシテ

厚生大臣ノ定ムルモノヘノ入所ノ期間

二 病院又ハ診療所ヘノ入院ノ期間

介護料ハ月ヲ単位トシテ支給シ其ノ月額ハ常時又ハ随時介護ヲ受クル場合ニ通常要スル費用ヲ考慮シテ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十七条乃至第四十九条 削除

第五十九条ノ二第一項中「及」の下に「職務上ノ事由ニ因ル介護料ニ要スル費用並ニ」を加える。

別表第三の一人の項中「〇・九月分を、一・二月分」に改め、同表二人の項中「一・六月分を、一・九月分」に改め、同表中

三人	最終標準報酬月額ノ二・二月分ニ相当スル金額
四人以上	最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額

三人以上 最終標準報酬月額ノ二・七月分ニ相当スル金額 に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第八十七条第三項の表旧船員保険法別表第三ノ二の項を次のように改める。

旧船員保険法別表第三ノ二	
六〇、〇〇〇円	二二四、四〇〇円
〇・九月分	一・二月分
一一〇、〇〇〇円	四四八、八〇〇円
一・六月分	一・九月分
一四四、〇〇〇円	五二三、六〇〇円
二・二月分	二・七月分
二四、〇〇〇円	七四、八〇〇円

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中労働者災害補償保険法第二十三条第一項、第五十一条、第五十三条及び別表第一の改正規定、第三条中船員保険法別表第三の改正規定並びに第四条の規定並びに次条、附則第五条第二項及び第六条の規定 平成七年八月一日
- 二 第一条中労働者災害補償保険法第九条第三項の改正規定 平成八年十月一日
- 三 第二条中労働保険の徴収等に関する法律第十二条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 平成九年三月三十一日

四 第二条中労働保険の徴収等に関する法律第十五条第一項及び第十九条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第四条の規定 平成九年四月一日

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)

第二条 平成七年八月一日前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金及び遺族年金の額については、なお従前の例による。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の労働保険の

保険料の徴収等に関する法律(次条において「新徴収法」という。)第十二条の二の規定は、平成八年度以後に講じられた同条の労働省令で定める措置について適用する。

第四条 平成九年四月一日前に保険関係が成立した事業(労働者災害補償保険法第二十八条第一項又は第三十条第一項の承認があった事業を含む。)に係る第二条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(次項において「旧徴収法」という。)第十五条第一項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来していないものの納付の期限については、新徴収法第十五条第一項の規定を適用する。

2 平成九年四月一日前に保険関係が消滅した事業(労働者災害補償保険法第二十八条第一項又は第三十条第一項の承認が取り消された事業を含む。)に係る旧徴収法第十九条第一項又は第二項の規定により提出すべき申告書であつて、同日の前日までに同条第一項又は第二項の規定による提出の期限が到来していないものの提出の期限及び同条第三項の規定により納付すべき労働保険料であつて、同月一日の前日までに同項の規定による納付の期限が到来していないもの納付の期限については、新徴収法第十九条第一項から第三項までの規定を適用する。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の船員保険法

第四十六条の規定の適用については、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法による年金たる保険給付のうち、同法第四十条第一項及び第二項の規定による職務上の事由による障害年金は、第三条の規定による改正後の船員保険法第四十条第一項及び第二項の規定による障害年金とみなす。

2 平成七年七月以前の月分の船員保険法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(第四条の規定の施行に伴う経過措置)

第六条 平成七年七月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第八十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第五条の規定による改正前の船員保険法第五十条第一項第二号及び第三号の規定による遺族年金に同法第五十条ノ三の規定により加給する額については、なお従前の例による。

(炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正)

第七条 炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十条中「第八条第一項の規定による介護料の支給及び」を削る。

(炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日の前日において前条の規定による改正前の炭酸災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第八条第一項の規定による介護料(以下「介護料」という。)を受け権利を有していた被災労働者については、同法第八条及び第十条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、当該被災労働者が第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法第十二条の八第四項の介護補償給付の支給を受けたときは、その時以後、当該被災労働者には、介護料を支給しない。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害及び通勤災害に関し、介護補償給付等の創設、遺族に対する年金額の引上げ等労働者災害補償保険等による保険給付の内容を改善するとともに、海外で行う事業に労働者以外の者として派遣される者を特別加入の対象とするほか、安全衛生のための措置を講ずる事業に対する業務災害の発生状況に応じた労災保険率の改定に関する特別の創設、労働保険に係る保険料の申告書の提出

期限及び納付期限の延長等の改善を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害及び通勤災害に関し、介護補償給付等の創設、遺族に対する年金額の引上げ等労働者災害補償保険等による保険給付の内容を改善するとともに、海外派遣者特別加入制度の改善、メリット制の特例の適用、労働保険に係る保険料の申告及び納期限の延長等を行うおうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法の一部改正

- (一) 年金たる保険給付の支払期月の改善
年金たる保険給付の支払期月を二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回(現行二月、五月、八月及び十一月の年四回)とするものとする。
- (二) 介護補償給付の創設

(1) 障害補償年金又は傷病補償年金を受け権利を有する重度被災労働者が、これら年金の支給事由となる障害により、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該被災労働者の申請に基づき、介

護補償給付を支給するものとする。

(2) 介護補償給付は、月を単位として支給するものとし、その月額は、常時又は随時介護を受ける場合に通常介護に要する費用を考慮して労働大臣が定めるものとする。

(三) 遺族補償年金の給付内容等の改善

- (1) 遺族補償年金を受けられることができる子、孫又は兄弟姉妹の範囲を、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで

(2) 遺族補償年金の給付額について、最高給付日数(給付基礎日額の二四五日分)の支給対象となる遺族の人数を四人以上(現行五人以上)とし、遺族の人数が二人

の場合には給付基礎日額の二〇一日分(現行一九三日分)、三人の場合には給付基礎日額の二二三日分(現行二二日分)にそれぞれ引き上げるものとする。

(四) 通勤災害に関する保険給付の改善

(一)及び(二)と同様の改善を行うものとする。

(五) 労働福祉事業の改善

労働福祉事業として、被災労働者の受け取る介護の援護を行うことができることを明示するものとする。

内 特別加入制度の改善

国内の事業主が、国外において、中小事業に従事させるために事業主その他労働者以外の者として派遣する者を、特別加入者の範囲に加えるものとする。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

(一) メリット制(事業場)ことの災害率により保険料を増減させる制度の特例の適用

中小事業主が労働者の安全又は衛生を確保するために一定の措置を講じた場合には、当該事業主の申告により、メリット制による保険料の増減幅を最大百分の四十五(現行百分の四十)とする特例を適用するものとする。

(二) 保険料の申告及び納期限の延長

労働保険の概算保険料及び確定保険料の申告及び納期限を保険年度の初日(保険関係が新たに成立又は消滅した場合は、その成立又は消滅の日)から五十日以内(現行四十五日以内)に延長するものとする。

3 船員保険法等の一部改正

船員保険制度においても、労災保険制度と同様の趣旨から、介護料の創設、遺族年金の給付改善等の改正を行うものとする。

4 施行期日

この法律は、平成八年四月一日から施行するものとする。ただし、1の(三)の(2)及び

(四)並びに3の船員保険の遺族年金の給付改善に関する部分については平成七年八月一日から、1の(一)については平成八年十月一日から、2の(一)については平成九年三月三十一日から、2の(二)については平成九年四月一日から施行するものとする。

2 議案の可決理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者の業務災害及び通勤災害に関し、介護補償給付等の創設、遺族に対する年金額の引上げ等労働者災害補償保険等による保険給付の内容を改善するとともに、海外派遣者特別加入制度の改善、メリット制の特例の適用、労働保険に係る保険料の申告及び納期限の延長等を行うことは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成七年度労働保険特別会計(労働省所管)の労災勘定に九億四千九百万五千円が計上されている。

右報告する。

平成七年二月二十二日

労働委員長 笹山 登生
衆議院議長 土井たか子殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局	
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 六円(送料別)